



三井住友海上きらめき生命

MSIG

D i s c l o s u r e 2 0 0 8

最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、
より多くのお客さまと、より深い信頼を築きます。
そして、きらめき生命の成長を実現し、グループの発展に貢献します。

きらめきネクスト10



ずっとずっときらめいて

お客さまに最適な商品・サービスの提供
お客さまに信頼される販売
「業務プロセスのイノベーション」を実現



グループ保有市場におけるクロスセル推進
新たな成長領域における生保市場拡大
「誇れる、存在感のある、働きたいのある会社」を実現

一人ひとり一つひとつを大切に。



三井住友海上きらめき生命

MSIG

会社概要

(2008年3月31日現在)

社 名：三井住友海上きらめき生命保険株式会社
英 文 名 称：Mitsui Sumitomo Kirameki Life Insurance Company, Limited
設 立：1996年(平成8年)8月8日
資 本 金：355億円
従 業 員 数：743名
本 社 所 在 地：東京都千代田区神田錦町3丁目11番1号



本社ビル

目 次

経営理念・経営方針

ごあいさつ／トップメッセージ	2
経営方針／業務内容	4
三井住友海上グループ中期経営計画	8
きらめき生命中期経営計画	10

経営指標等

1. お客様の数	12
2. 保有契約高	12
3. 保有契約年換算保険料	13
4. 基礎利益と経常利益	13
5. 実質当期純利益	14
6. 資本金	14
7. 総資産	14
8. 有価証券残高	14
9. 貸付金残高	14
10. 責任準備金残高	15
11. 当社の格付け	15
12. 逆ざやの状況	15
13. ソルベンシー・マージン比率	16
14. 2007年度末エンベディッド・バリューについて	17

当社の取組み

1. お客様満足度向上に向けた取組み	20
2. リスク管理	25
3. 勧誘方針	29

4. 代理店教育・研修	30
5. FC社員について	31
6. 社会貢献活動	32
7. 生命保険契約者保護機構	33

商品・サービス

1. 新商品	36
2. 販売商品	37
3. お客様への情報提供	41
4. 商品に関する情報(デメリット情報を含む)	42
5. 保険金・給付金のお支払い状況	44
6. 保険金支払体制	45

会社データ 掲載項目一覧

I. 保険会社の概況及び組織	48
II. 保険会社の主要な業務の内容	53
III. 直近事業年度における事業の概況	54
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	57
V. 財産の状況	58
VI. 業務の状況を示す指標等	70
VII. 保険会社の運営	101
VIII. 特別勘定に関する指標等	101
IX. 保険会社及びその子会社等の状況	101
X. その他	101

主な保険用語の説明	102
-----------	-----

ごあいさつ / トップメッセージ



日頃より、三井住友海上きらめき生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、1996年の営業開始以来、ご契約者をはじめ多くの皆さまのご支援の下、本年3月末には総資産で1兆円、保有契約件数で100万件に迫るなど、順調に業容を拡大してまいりました。これもひとえに皆さまのおかげと心より厚く御礼申し上げます。

一方で、生命保険会社の最も基本的かつ重要である保険金・給付金のお支払い業務において、お客さまにご迷惑をおかけする事態を生じさせたことを深くお詫び申し上げます。当社では、支払部門の態勢強化、支払管理部門によるチェック機能の強化、お客さまへのご案内の充実などに取組み、本年4月には保険金サービス部を新設しました。これからも再発防止に向けた態勢強化に全力を挙げて取り組んでまいる所存です。

三井住友海上グループでは、新中期経営計画「ニューチャレンジ10」において、「お客さま基点に立った“品質”の向上、“信頼”“成長”を通じ、CSR経営を実現」を目標として掲げております。当社においても、きらめき生命中期経営計画「きらめきネクスト10（テン）」を2007年4月に策定し、「最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、より多くのお客さまと、より深い信頼を築き、きらめき生命の成長を実現し、グループの発展に貢献する」ことを経営目標に掲げております。

当社は、本年7月1日に三井住友海上グループホールディングス株式会社の直接傘下の企業となり、三井住友海上グループの中核企業として、グループ総合力をより一層活かした経営に努めてまいります。また、これからもお客さまの立場に立って、一人ひとり一つひとつを大切に、「お客さま基点」に徹した業務を行ってまいります。さらに、お客さまからゆるぎない信頼を得られるよう、役職員が一丸となって「業務プロセスのイノベーションを実現」することにより、企業品質のたゆまない向上に取り組んでまいります。引き続き、ご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今般、当社の2007年度決算の概況や最近の事業活動についてご紹介する「三井住友海上きらめき生命の現状」を作成いたしました。当社現状に関するご理解の一助としてご高覧いただければ幸いです。

2008年7月

取締役社長

佐々木 静

1 経営方針／業務内容

1 経営方針

(1) 基本方針

当社は、2007年4月、三井住友海上グループ中期経営計画(2007年度～2010年度)「ニューチャレンジ10(テン)」を踏まえ、「最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、より多くのお客さまと、より深い信頼を築き、きらめき生命の成長を実現し、グループの発展に貢献する」を経営目標として掲げた中期経営計画(2007年度～2010年度)「きらめきネクスト10(テン)」を策定いたしました。

この計画のもと、全役員・社員が総力を結集し、以下を戦略の基本として事業運営に努めてまいります。

- ①お客さまに最適な商品・サービスを提供
- ②業務プロセスのイノベーションを実現
- ③お客さまに信頼される販売体制の拡充・強化

(2) 三井住友海上グループとしての経営方針

当社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社が100%出資する、グループ事業の中核となる会社であり、三井住友海上グループの「経営理念」、「目指す企業像」、「行動憲章」、三井住友海上グループ中期経営計画(2007年度～2010年度)「ニューチャレンジ10(テン)」のもと、一体となって活動を行っております。

*グループ経営の持株会社体制への移行に伴い、当社は2008年7月に、三井住友海上火災保険株式会社による100%出資から、三井住友海上グループホールディングス株式会社による100%出資に変わりました。

2 業務内容

(1) 保険の引受け・保険金等のお支払い

当社では、お客さまに充実した保険サービスを分かりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでおります。

- ①保険商品の品ぞろえ充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ②保険設計に関するノウハウの蓄積、ツールの拡充およびそのご提供
- ③社員・代理店に対する教育・指導
- ④安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っております。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としております。

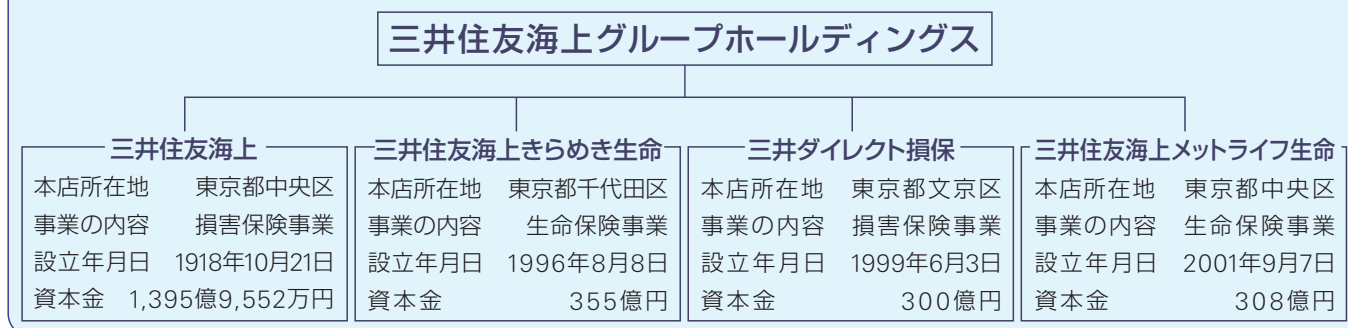
運用対象の大部分を占める債券につきましては、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めております。

三井住友海上グループホールディングス

三井住友海上グループホールディングスは、グループ全体の戦略立案、経営資源配分、グループ会社の監視・監督等、グループ全体の統括を行い、持株会社を核としたグループのコーポレート・ガバナンス体制を確立します。

また、持株会社を中心となって、経営管理の高度化、グループシナジーの追求、意思決定の迅速化、多様な事業体制・人事制度を通じた人材の育成などの取組みを進め、グループの総合力を最大限発揮していきます。

2008年7月1日現在



三井住友海上グループの「経営理念」、「目指す企業像」、「行動憲章」の内容は次のとおりです。また、「ニューチャレンジ10(テン)」、「きらめきネクスト10(テン)」の概要はP.8以下をご参照ください。

経営理念

保険・金融サービス事業を通じて

- 世界に安心と安全をとどけ 豊かな社会づくりに貢献します
- 最高の商品とサービスを提供し お客さまの満足を実現します
- 永続的な業績向上を目指し 株主の信頼と期待に応えます

目指す企業像

1. 損害保険・生命保険事業をコアとし、金融サービス、リスク関連サービス事業をダイナミックに展開する保険・金融グループ
 - わが国損保No.1の成長性・収益性・規模の実現
 - 積極的な海外戦略に基づくグローバルな展開
2. お客さま・株主・代理店・社会から高く評価され、信頼される保険・金融グループ
3. 社員の創造性があふれ、活きみなぎる、若々しくイノベティブな保険・金融グループ

行動憲章

わたしたち三井住友海上グループは、保険・金融サービス事業の公共性を原点として、

- 社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、広く情報の開示を行い、

社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたち三井住友海上グループは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの満足」を活動の原点におき、最高品質のリスクソリューションサービスを提供します。

- ① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって接します。
公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
- ② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
- ③ 事故が発生したときは、被害者を含む全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な損害サポートを提供します。
- ④ 業務上入手したお客さま情報は、厳重に管理し、許された目的、用途以外には使用しません。
- ⑤ 万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

- ① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じて、持続的な業績の向上を目指します。
- ② 国内外において積極的なIR活動(株主・投資家へ投資判断に必要な情報を適時、公平に提供すること)を展開し、株主・投資家との対話に努めます。
- ③ インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

- ① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
- ② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
- ③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自主自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

- ① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
- ② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めることは行いません。
- ③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

- ① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、公平、公正な人事を行います。
社員の能力開発を重視し、自己実現の機会を提供します。
- ② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
- ③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会・国際社会への責任

地域社会・国際社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

- ① それぞれの国・地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各国・各地域の発展に貢献します。
- ② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
- ③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

- ① 地球環境問題に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
- ② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
- ③ 三井住友海上グループ環境基本方針に沿って、継続的な取組を推進します。

三井住友海上グ

保険・金融サービス事業を通じて

「世界に安心と安全をとどけ 豊かな社会づくりに貢献します」 「最高の商品とサービスを提

ニューチャレンジ 10 -企業品質を競争力として永続的に発展する 世界トップ水準

【グループ基本戦略】

お客さま基点に立った“品質”の向上、“信頼”“成長”を通じ、CSR経営を実現

- ①商品・サービスの品質向上に最優先で取り組むことによって、信頼を確保
- ②より多くのお客さまからの、より深い信頼を通じて、事業の成長を実現
- ③事業の成長によって拡大した経営資源をさらなる品質向上に向けた活動に投入

①～③の好循環によって絶え間ない品質向上を継続

「お客さま基点」

公平・公正かつ透明な活動により、お客さまにご満足いただくことに最大の価値をおくこと。

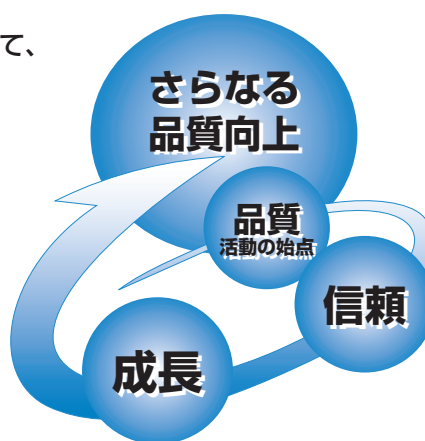
「品質向上」

お客さまとのあらゆる接点において、まず当たり前のことを確実に「当然品質」を実現し、次にお客さまの期待を上回る「感動品質」を追求するためのPDCAサイクルによる主体的な取組。
C（確認）においては、お客さまの声等の外部評価と自己評価を実施。

「CSR経営」

品質向上、信頼、成長の好循環を実現していくことにより、7つのステークホルダー^(注)に対する責任を適切に果たしていく事業活動（＝企業品質の向上）。

(注)お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域・国際社会、環境



【品質向上戦略】

一人ひとりが成長し、一つひとつの品質を向上

●ステークホルダーの声を幅広く反映

- ・お客さまの声を大切にし、常に業務を改善
- ・各種業務を常に第三者の目により検証
- ・地域・国際社会への貢献、地球環境の保全・改善を積極的に実行

●社員、代理店の成長

- ・自ら学び、自ら考え行動
- ・プロフェッショナルとして、自信と誇りを持って目標にチャレンジ
- ・コミュニケーション（相互理解）を通じたチームワークを重視

●業務プロセス・インフラの向上

- ・お客さまへ質の高いサービスを提供する業務プロセス
- ・利用者にわかりやすく使いやすいシステム
- ・業務を正確かつ適切に行うための事務・システム

コーポレートメッセージ：一人ひとり一つひとつを大切に。

ループ経営理念

供しお客さまの満足を実現します 「永続的な業績向上をめざし 株主の信頼と期待に応えます」

の保険・金融グループを目指してー (三井住友海上グループ中期経営計画・2007年度～2010年度)

【グループ事業戦略】

グループ総合力を発揮し、お客さまに最大の価値を提供

■ 生命保険事業

- ・グループ生保2社の収益拡大。
- ・「きらめき生命」はクロスセルを軸に、営業体制強化と販売チャネル多様化により成長基盤を構築。
- ・「MSIメット生命」は個人年金市場における競争力を一層強化。
- ・海外生保事業の拡大(アジア等)。

■ 海外事業

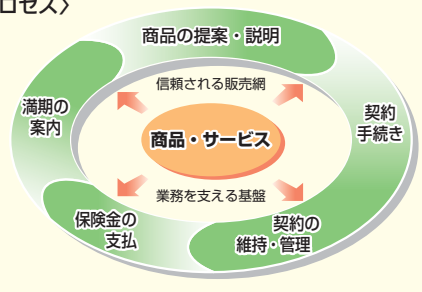
- ・アジア・欧州・米州の3極態勢確立と本社によるガバナンス強化。
- ・アジアでの圧倒的な事業基盤の確立。
- ・選択と集中による戦略地域・分野への投資。

■ 国内損害保険事業

・各業務プロセスにおける品質を飛躍的に向上させ、これを競争力として事業を推進。

- 商品** お客さまにとってわかりやすい商品・サービスの提供
- 販売** お客さまに信頼される販売網の構築と成長分野への積極的な取組
- 損害サービス** 保険金支払態勢を一層強化し、確実・親身に対応
- 事務・システム** 業務プロセスを支える基盤の整備
- 資産運用** 運用力の向上と適正なリスク管理

〈業務プロセス〉



■ 金融サービス事業

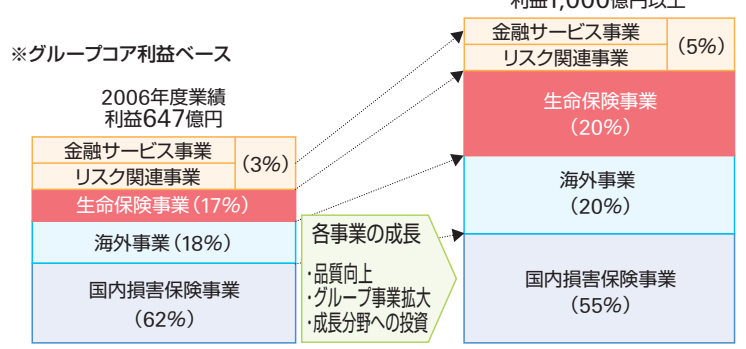
- ・金融サービス商品の開発力と販売力の強化。

■ リスク関連事業

- ・保険事業の競争力向上とグループ収益の拡大に貢献する事業の発掘・展開。

『グループ企業価値の拡大に向けた経営基盤強化』
 コーポレートガバナンス、コーポレートブランド、リスク管理・コンプライアンス
 資本政策、組織・要員体制

2010年度末 事業ポートフォリオ



2010年度末 数値目標

グループコア利益	1,000億円以上
グループROE (損保連結)	5.0%以上
連結正味収保 (損保単体)	1兆5,600億円以上
正味収保	1兆3,000億円以上
コンバインドレシオ※	95.0%以下

※自動車損害賠償責任保険を除く

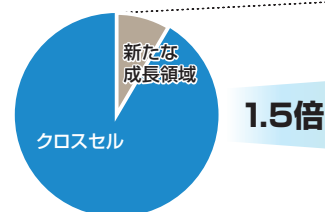
きらめきネクスト 10 ～ ずっとずっと きらめいて ～

グループ保有市場におけるクロスセル推進

- 自社プロ代理店の「自立自走化」を柱とするクロスセル推進
 損保市場を保有する自社プロ代理店への教育・支援を集中実施
 自立自走→生保業務（見込客の掘り起こしから契約締結・保全活動まで）を自己完結できること、
 生保販売を代理店経営の基軸に据え継続的に実行できること
- 主要チャネル（金融機関代理店・企業・ディーラー等）におけるクロスセル推進
- 生保未委託代理店等の損保顧客への提案活動推進

主要3項

お客さまの数・保有契
 〈2006年度〉



お客さまに最適な商品・サービスの提供

お客さまのニーズを満たす、魅力的でわかりやすい商品・サービスを提供

- 「個人・回払・死亡保障」商品を基軸
- 「医療保障」商品も重視
 「死亡保障」から「医療保障」への展開、「医療保障」から
 「死亡保障」への展開
- ライフステージにあわせ「老後保障」商品等にも対応
- 法人向け商品にも適切に対応

最適な保障を、質の高い
 より多くのお客さまと、
 そして、きらめき生命
 グループの発展

企業品質

「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社」を実現

- コーポレートガバナンスを強化し、コンプライアンス・リスク管理に最優先で取り組みます
- 自ら学び、自ら考え行動し、コミュニケーション（相互理解）を通じチームワークを大切にします
- 障害者スポーツ支援・ボランティア活動等を通じて社会に貢献するとともに、地球環境に対する責任を果たします

〈商品の提案・説明〉

- お客さまへの適切な商品提案
 説明責任を果たせる代理店教育の
- お客さまにわかりやすい販売
 ・見やすく、理解しやすい販売ツール
 ・使いやすい販売支援システムの

〈保険金等の支払〉

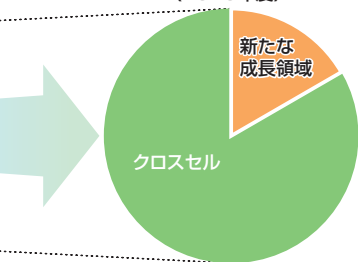
- 正確・適切・迅速な保険金等支
- お客さま窓口の拡充・強化によ
 とのコミュニケーション実現

(三井住友海上きらめき生命中期経営計画2007年度～2010年度)

目の成長

約高・保有年換算保険料

〈2010年度〉



新たな成長領域における生保市場拡大

- FC (フィナンシャル・コンサルタント) 事業の推進
厳選採用を前提に組織拡大、平均生産性を向上
- 金融機関窓販 (銀行・証券・郵政) への戦略的対応
当社ビジネスモデル・販売スキーム提案による参入実現と当社シェアの拡大
- 生保専門大型代理店への組織的対応
営業体制の整備及び販売支援態勢の拡充
- 効率的かつ費用対効果の高い新しいビジネスモデルの構築
インターネット等の「非対面募集」、集客力のある業態による「店販」などの試行

販売活動を通じて提供し
より深い信頼を築きます
の成長を実現し、
に貢献します

お客さまに信頼される販売

お客さまの意向を適切に確認し、最適な保障を丁寧に説明する販売活動を推進

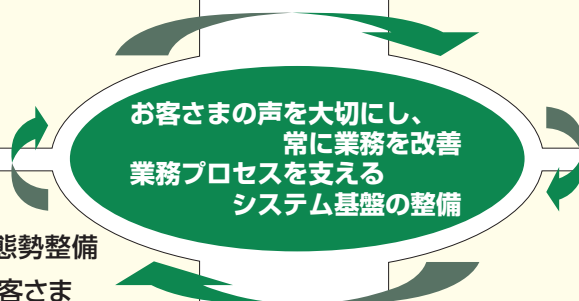
- 高品質な販売網の構築
- 営業体制・組織の整備
クロスセルを推進するとともに、新たな販路拡大を支える
生保推進体制の構築
- 販売教育・研修の拡充
・生保プレイングリーダーに対する体系的な販売教育・研修の構築
・社員に対する販売教育・研修の充実

の向上

「業務プロセスのイノベーション」を実現

・説明
充実
ツールの開発
開発

払のための態勢整備
り、丁寧なお客さま



〈契約手続き〉

- お客さまの利便性やサービスのより一層の向上
保険料決済手段の多様化、契約締結から証券発行までの迅速な対応
- 公平・公正な引受環境の構築
・「正しい告知」の推進
・医務診査手法の拡充・整備

〈契約の維持・管理〉

- お客さまダイレクト対応によるサービス向上と業務効率化
コールセンターの態勢強化、お客さま対応スキルの向上
- ご契約後のお客さまへのアプローチ機会拡充

経営指標等

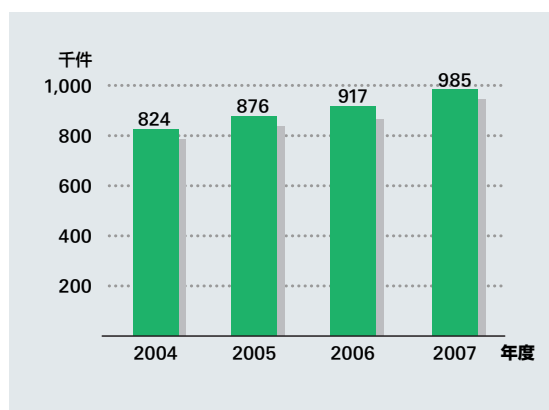
代表的な経営指標について、2007年度の状況は以下のとおりです。

1 お客様の数（保有契約件数）

お客様の数 **985** 千件（個人保険・個人年金保険）

当社の2007年度末の保有契約件数（個人保険・個人年金保険）は、2006年度末の917千件から7.5%増加し、985千件になりました。

【お客様の数の推移】



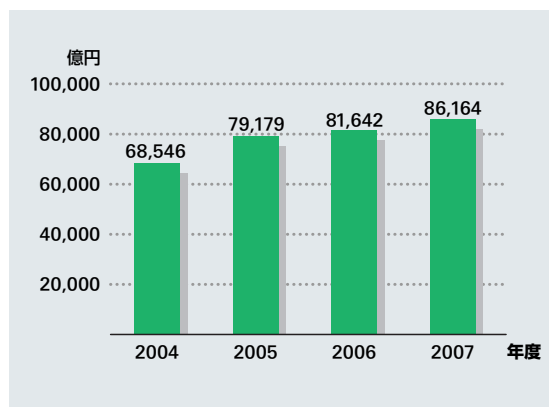
2 保有契約高

保有契約高 **8兆6,164** 億円（個人保険・個人年金保険）

「保有契約高」とは、個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。（たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します。）

当社の2007年度末の保有契約高（個人保険・個人年金保険）は、2006年度末の8兆1,642億円に比べ、5.5%増加しました。団体保険を含む総保有契約高は、11兆1,054億円となりました。

【保有契約高の推移】

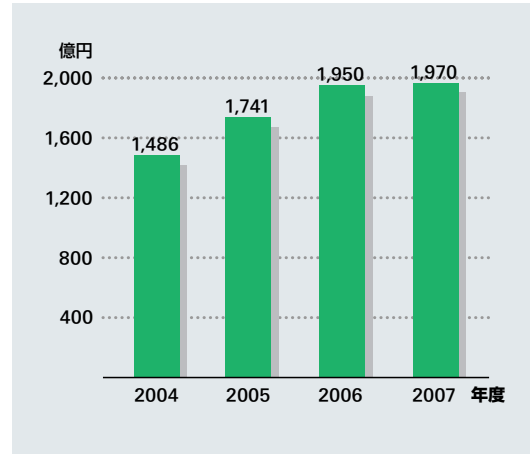


3 保有契約年換算保険料

保有契約年換算保険料 **1,970** 億円（個人保険・個人年金保険）

当社の2007年度末の保有契約年換算保険料は、2006年度末の1,950億円と同水準(1.0%増加)となりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



4 基礎利益と経常利益

基礎利益 **32** 億円

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。

保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用に

よる収益から、保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払に備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

$$\begin{array}{l} \text{経常利益} \\ 26\text{億円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基礎利益} + \text{キャピタル損益} + \text{臨時損益} \\ 32\text{億円} \quad \triangle 0\text{億円} \quad \triangle 5\text{億円} \end{array}$$

当社は2007年度、基礎利益32億円を計上し、保険本業での利益を確保しました。

なお2007年度も、67億円の責任準備金の積増しを実施しており、積増し前の基礎利益は、99億円となります。

「経常利益」は、「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものです。（詳細については、68ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細(基礎利益)」をご参照ください。）

5 実質当期純利益

実質当期純利益 **43** 億円

当社は保険業法上の標準責任準備金積立を達成するため、当年度の収益力をファンドに責任準備金の積増しを実施しており、当年度の積増し額は67億円となりました。当期純利益は、この積増しにより55百万円となっていますが、積増しがなかった場合の実質当期純利益は43億円となりました。

6 資本金

資本金 **355** 億円

当社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2007年度末の資本金の額は、355億円です。

7 総資産

総資産額 **9,997** 億円

当社の積極的な事業活動の結果、2006年度末の8,923億円から12.0%増加しました。

8 有価証券残高

有価証券残高 **9,446** 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は94.5%です。有価証券残高のうち97.3%にあたる9,194億円を国債・地方債・社債で運用しています。(87ページに「VI.4. (1)①ロ. 当社の運用方針」、94ページに「VI.4. (12) 有価証券明細表」をそれぞれ掲載しておりますので、ご参照ください。)

9 貸付金残高

貸付金残高 **245** 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は2.5%であり、またいわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(64ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載しておりますので、ご参照ください。)

10 責任準備金残高

責任準備金残高 **9,225** 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払を着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、当社は、保険業法に基づき適正に積み立てています。

11 当社の格付け（2008年5月21日現在）

A A
A A

スタンダード&プアーズ(S&P) 保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I) 保険金支払能力格付け

12 逆ざやの状況

逆ざや額 **5** 億円

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。

そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）を運用収益などで確保する必要があります。ところが、かつてない超低金利が続く中で、この予定利息分を実際の運用収益でまかなえない状態が一部の契約で発生し

ており、これを「逆ざや」状態といいます。

しかし逆ざやが生じていたとしても、基礎利益はこの逆ざやを埋め合わせた後の数値ですので、基礎利益がプラスであれば、逆ざやを上回る利益を確保していることとなります。

当社は今年度、保険本業による利益である基礎利益32億円を確保していることでも明らかとなり、この逆ざやを十分にまかなえる利益水準にあります。

逆ざや額は次の方法で算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} * 1 - \text{平均予定利率} * 2) \times \text{一般勘定責任準備金} * 3$$

*1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。

*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$$(\text{年始責任準備金} + \text{年末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$$

13 ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率 **2,124.0%**

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベン

シー・マージン比率を維持しています。(65ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載しておりますので、ご参照ください。)

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項目	2006年度	2007年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	90,319	109,255
リスクの合計額(B)	9,505	10,287
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,900.2%	2,124.0%

(詳細は65ページ参照)

【直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標】

(単位:百万円)

項目	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
経常収益	172,720	187,370	219,426	238,571	239,140
経常利益	4,162	2,493	3,037	3,028	2,690
基礎利益	4,814	3,561	4,046	3,984	3,299
当期純利益	17	43	58	21	55
資本金	23,000	35,500	35,500	35,500	35,500
(発行済株式の総数)	(460千株)	(960千株)	(960千株)	(960千株)	(960千株)
総資産	545,434	671,635	778,831	892,324	999,763
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	499,911	596,364	709,974	821,570	922,547
貸付金残高	13,354	16,966	21,730	22,030	24,587
有価証券残高	505,620	633,994	723,466	838,116	944,609
ソルベンシー・マージン比率	1,100.8%	1,807.9%	1,493.9%	1,900.2%	2,124.0%
従業員数	436名	445名	524名	597名	743名
保有契約高	5,779,216	6,854,698	7,917,901	8,164,262	8,616,481
総保有契約高	8,089,417	9,333,656	10,965,696	10,725,477	11,105,452
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

14 2007年度末エンベディッド・バリューについて

1. エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value: 以下「EV」という) とは、生命保険会社の企業価値評価に使われる指標の一つであり、評価時点での純資産価値 (投下資本と既に会計上認識した損益) に保有契約が将来生む利益の現在価値を加えたものです。

法定会計では生命保険の特性から販売時に集中的にコストが発生し、利益が得られるまで時間を要する等、当期の業績の

評価には使用しづらい一面がありますが、EVは保有契約の将来の利益を現在価値として認識することにより、生命保険会社の収益性をより合理的に表している指標と言えます。EVには現時点では統一的なルールはありませんが、諸外国等で広く採用されている方法を参考に、専門的能力と実務上の経験を有する独立した第三者機関 (アクチュアリー・ファーム) の検証を経て算出しております。

2. 2007年度末EV

(単位: 億円)

区 分	2005年度末		2006年度末		2007年度末	
		増減額		増減額		増減額
EV	1,386	170	1,594	208	1,752	158
純資産価値	548	7	552	3	560	7
保有契約価値	837	163	1,041	204	1,192	150
うち新契約価値	107	19	83	△23	53	△29

(注1) 純資産価値は、以下の算式により計算しています。

$$\text{純資産価値} = \text{貸借対照表の資本の部} - \text{株式等評価差額金} + \text{価格変動準備金 (税引後)} + \text{危険準備金 (同)} \\ + \text{一般貸倒引当金 (同)} + \text{保有契約価値計算に含めない有価証券に係る含み損益 (同)}$$

(注2) 保有契約価値とは、保有契約について以下の算式により計算した将来の一定期間の利益を、割引率で割り引いた現在価値の合計です。

$$\text{利益} = \text{保険料} + \text{資産運用収益} + \text{再保険収入} - \text{保険金等支払金} - \text{再保険料} - \text{責任準備金繰入} - \text{事業費等} - \text{配当準備金繰入} - \text{法人税等} - \text{資本コスト}$$

資本コストとは、前提のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコスト (割引率と運用利回りの差から生じる利息相当額) です。

(注3) 新契約価値とは、EV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

3. 主要な前提条件

保有契約価値の算出における主要な前提条件は以下のとおりです。

項目	2006年度末	2007年度末
保険事故発生率	直近3年の支払実績および業界統計データより設定	同左
解約率	直近3年の解約実績および業界統計データより設定	同左
経費	直近年度の経費実績に基づき設定	同左
資産運用 (新規投資利回りは直近年度の平均利回りとして設定)	新規資金を主に10年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 主な年度の運用利回り 10年国債・・・1.76% 2008年度 1.78% 20年国債・・・2.17% 2012年度 1.96% 30年国債・・・2.41% 2017年度 2.16% 2022年度 2.15%	新規資金を主に10年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 主な年度の運用利回り 10年国債・・・1.59% 2008年度 1.81% 20年国債・・・2.13% 2012年度 1.92% 30年国債・・・2.38% 2017年度 2.08% 2022年度 2.05%
実効税率	直近の実績(36.15%)	同左
ソルベンシー・マージン比率	800%を維持する	同左
割引率 (無リスク金利+リスクプレミアムを基準に設定)	7%	同左

4. 2007年度EV増減額の内訳

2007年度におけるEV増加額158億円の内訳は以下のとおりです。

(単位：億円)

要因	2007年度増減額
新契約価値	53
前年度末EVからの期待収益 ^(注1)	77
想定と実績の差等 ^(注2)	78
金利変動等投資関連の影響	△50
合計	158

(注1) EVは割引率を使用して計算するため、計算時点が1年進むことによるEVの増加額で、前年度末の保有契約価値および必要資本に割引率を乗じた金額です。

(注2) 保険事故発生率、解約率、経費の前提条件を更新したことによる変動額等です。

5. 前提条件を変更した場合の影響

前提条件を変更した場合のEVへの影響額は以下のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更		EVへの影響額	EV額
保険事故発生率	0.9倍とした場合	+101	1,853
	1.1倍とした場合	△99	1,653
解約率	0.9倍とした場合	+36	1,789
	1.1倍とした場合	△33	1,719
経費(除く、募集手数料)	0.9倍とした場合	+36	1,788
	1.1倍とした場合	△36	1,716
新規投資利回り	0.25%上昇した場合	+73	1,826
	0.25%低下した場合	△80	1,672
ソルベンシー・マージン比率	800% → 600%に変更	+2	1,755
	800% → 1000%に変更	△11	1,741
割引率	7% → 6%に変更	+107	1,860
	7% → 8%に変更	△91	1,660

6. 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、計算の前提条件、計算方法および計算結果の妥当性につき、専門的能力と実務上の経験を有する独立した第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに検証を依頼し、意見書を得ております。なお、意見書については、当社ホームページ(<http://www.ms-kirameki.com>)をご覧ください。

<ご使用にあたっての注意事項>

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。従いまして、EVは企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。

当社の取組み

1 お客さま満足度向上に向けた取組み

当社では、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望・お叱り)に積極的かつ真摯に耳を傾け、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

(1)「苦情対応マネジメントシステムの国際規格『ISO10002』」への適合

当社は、三井住友海上グループの三井住友海上火災保険株式会社と同時に、2007年7月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント-顧客満足-組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。

三井住友海上グループでは、2006年9月に作成した「グループ苦情対応基本方針」に基づいて、苦情対応態勢の整備を進め、「ISO10002」への適合を宣言するに至りました。

今後も、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客さまからの声を業務改善に活かし、「お客さま満足度の向上」のための取組みを推進していきます。

①「ISO10002」自己適合宣言の目的

- 今後とも、国際規格に沿った「苦情対応マネジメントシステム」を適切に運用し続けることを、社内外に明示します。
- 適合宣言を機に、当社は、三井住友海上グループ経営理念(「保険・金融サービス事業を通じて最高の商品とサービスを提供し、お客さまの満足を実現します」)に基づき、苦情対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行うことを、再確認し周知徹底を図ります。
- これらにより、苦情対応態勢をより一層強化し、同時に企業品質の向上、さらなるお客さま満足度の向上を実現してまいります。

●「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- * ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- * ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

②自己適合宣言に際しての取組み

- 「ISO10002」の要求事項を踏まえ、苦情対応態勢のいっそうの強化を図るために、「苦情対応基本方針」*の改定とあわせて、「苦情対応マネジメントシステム基本規程」*を新たに策定しました。

*持株会社体制への移行にあわせて、2008年5月に、「三井住友海上きらめき生命 苦情対応方針」、「三井住友海上きらめき生命 苦情対応マネジメントシステム基本規程」にそれぞれ改称および一部改定を実施しました。

- リスクマネジメント専門のグループ会社、株式会社インターリスク総研に協力を依頼し、苦情対応マネジメントシステムに関する、現状評価・課題整理・改善実施に取組み、「ISO10002」の要求事項を満たすことを確認しました。

③今後の取組み

この宣言を機に、現状の苦情対応態勢にとどまることなく、全役職員がいっそうの苦情対応態勢の強化に取組み、企業品質の向上と、さらなるお客さま満足度の向上を実現していきます。

三井住友海上きらめき生命 苦情対応方針

基本理念

三井住友海上きらめき生命保険株式会社(以下「三井住友海上きらめき生命」といいます。))は、「保険・金融サービス事業を通じて最高の商品とサービスを提供し、お客さまの満足を実現します」との三井住友海上グループ経営理念および三井住友海上グループ苦情対応基本方針に基づき、苦情対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組を推進していきます。

<お客さまの定義>

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上きらめき生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

<苦情の定義>

本方針における苦情の定義は「お客さまからの不満足の表明」とします。

なお、苦情には該当しないが、不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等についても、本方針に基づき苦情と同様の取り扱いを行います。

行動指針

<基本姿勢>

- ・全役職員は、お客さまから寄せられた全ての苦情に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- ・全役職員は、苦情に関する情報は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

<マネジメントシステム>

- ・苦情対応に関するマネジメントシステムを構築し、適切に運営します。
- ・苦情対応に関する取組および個別具体的な苦情対応については、必要に応じ「苦情対応マネジメントシステム基本規程」および「苦情対応マニュアル」に詳細を規定します。

<組織体制>

- ・苦情対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情対応管理部門を所管する取締役を苦情対応管理責任者として任命します。
- ・取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- ・苦情対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う、苦情対応マネジメントシステムの事務局機能を有する苦情対応管理部門を設置します。

<取組方針・計画の立案と実践>

- ・経営計画および苦情対応管理部門の部門計画において、苦情対応に関する取組方針・計画を定め、同取組方針・計画に従って取組を進めます。

<周知徹底>

- ・全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情対応を可能とする教育・指導を行います。

本苦情対応基本方針は、三井住友海上きらめき生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

<情報共有・記録保存>

- ・取締役会、苦情対応に関する最高責任者、苦情対応管理責任者、苦情対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情対応に関する情報を適時適切に共有し、記録保存します。
- ・苦情対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

<苦情の分析と活用>

- ・取締役会・経営会議等は苦情対応管理部門から提供された苦情対応に関する情報を基に、苦情対応に関する取組や業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- ・全部門が、苦情対応に関する情報を収集・分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

<監査>

- ・内部監査部門は、苦情対応に関する取組について定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

<是正措置等の検討と実施>

- ・課題別に組織する社内委員会等は、苦情対応管理部門から提供された苦情対応に関する情報を基に、苦情対応に関する取組や業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情対応責任者より、取締役会に報告します。
- ・苦情対応マネジメントシステム、個別具体的な苦情対応、およびこれらに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

<説明責任>

- ・苦情の受付状況、主たる苦情の概要、改善施策については、社内外に適時・適切に開示し、説明責任を果たします。

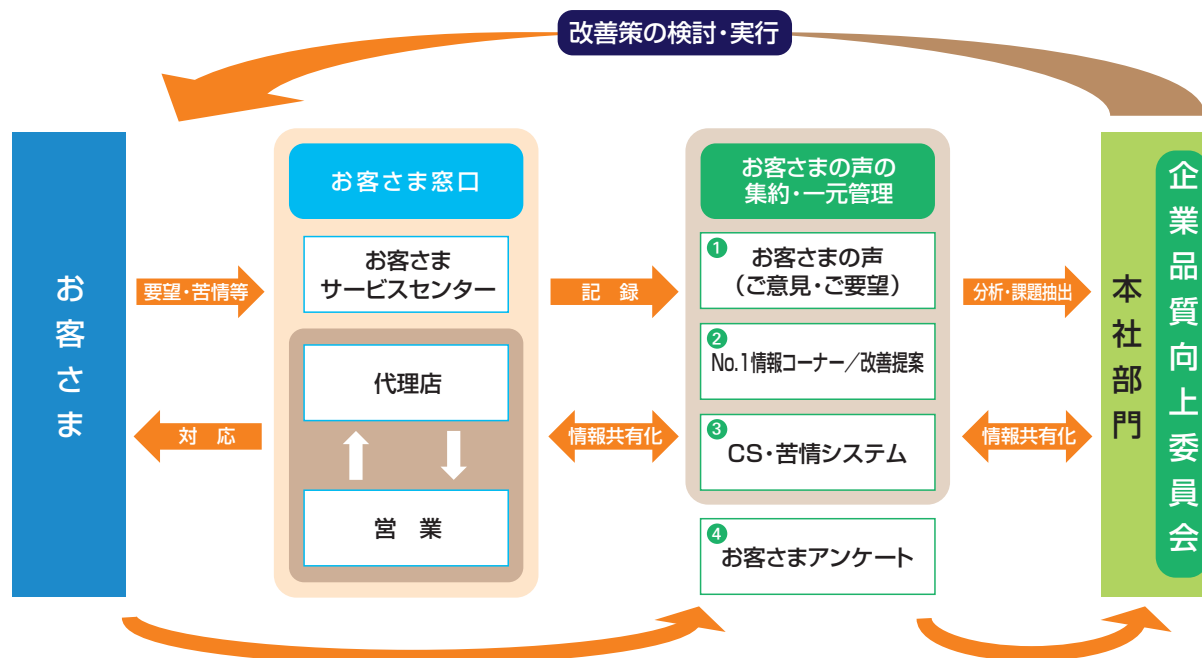
三井住友海上きらめき生命保険株式会社
取締役社長 佐々木 静

(2008年5月2日改定)

(2) お客様の声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客様サービスセンター、代理店、社員、お客様アンケートなどを通じて寄せられたお客様の声は、それぞれの担当部門で集約・分析の上、本社部門に伝達され、本社部門がお客様の声を活かした改善策を検討しています。

さらに、平成18年度より全社的な企業品質向上を推進するために、役員・本社部門長を中心に組織される「企業品質向上委員会」を設置し、本社部門の改善検討結果や全社的なCS向上の取組状況について報告を受け、部門横断的・全社的課題の審議や改善の指示を行い、継続的な経営改善への取組を進めています。



① 「お客様サービスセンター」でお受けするお客様の声

「お客様サービスセンター」では、全国のお客様から、保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話・インターネット等にてお受けしています。お受けしたお客様の貴重なご意見は、カテゴリー別に分類して本社部門に伝達され、お客様により良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が改善に取り組んでいます。

② 「No.1情報コーナー／改善提案」による情報共有

社員(当社および当社が販売を委託している三井住友海上火災保険株式会社の社員。以下同じ。)が持つアイデアやノウハウを共有するために、社内イントラネット上に【No.1情報コーナー／改善提案】を構築しています。同コーナーにはCS向上等を目的とした「改善提案」の項目が設けられており、社員が自らの提案およびお客様や代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みを整えています。

2007年度 提案数：63件 うち、20件について改善済または改善予定。

③ 「CS・苦情システム」による一元管理

当社では、苦情を「お客様の不満の表明」と定義しています。全国で発生した苦情を一元管理する「CS・苦情システム」を社内イントラネット上に構築し、不満を感じられたお客様に対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。さらに、苦情の内容を全社で共有することによって、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善を行い、苦情の未然防止に活かしています。

2007年度 苦情件数：905件 苦情の内訳は、P.56をご覧ください。

④お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。

アンケート結果は、行動改善・業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

また、代理店とお客さまとのコミュニケーションを深めるために、健康情報や各種イベントをご案内する「グリーティングカード」や「安心おとどけ便」をご用意し、お客さまへの情報提供に努めています。

●「安心おとどけ便」とは、代理店がお客さま宛てにダイレクトメールやFAXなどを簡単に送付できるコミュニケーション支援システム。本システムを活用することにより、代理店は、新商品の案内や生命保険に関する情報・ニュースなどを簡単にお客さまにお伝えすることができます。

■ご契約者へのアンケート

ご契約内容をお知らせするために、年に一度ご契約者にお届けする「三井住友海上きらめき生命からのお知らせ」にアンケートはがきを同封し、当社の商品・サービス、代理店の対応・サービスに対するご意見や満足度についてお伺いしました。

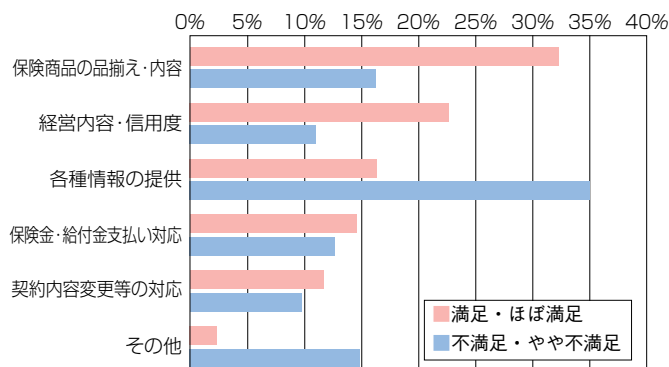
(毎年1回、10月実施、送付数：約62万通、回答数：約1.1万通)

<ご契約者へのアンケート>

Q1 当社の商品・サービスについて満足されていますか？

満足度	割合
①満足	21.3%
②ほぼ満足	36.6%
③普通	35.7%
④やや不満足	4.2%
⑤不満足	2.2%

Q2 その理由は何ですか？（複数回答可）



■ご加入手続きのアンケート

「保険証券」にアンケートを同封し、商品内容のご説明やパンフレット・申込書・保険証券のわかりやすさに対するご意見や手続き全般の満足度についてお伺いしました。

(2007年11月～3か月間実施、送付数：39,489通、回答数：720通)

■給付金お支払手続きのアンケート

給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケートを同封し、手続きのご説明や書類のわかりやすさに対するご意見やお支払いまでの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。

(2007年11月～3か月間実施、送付数：5,601通、回答数：960通)

■電話による契約者貸付に関するアンケート

電話による契約者貸付のお手続きを利用されたお客さまを対象に、手続きの利便性、ご案内のわかりやすさ、手続き全般の満足度などについてお伺いしました。

(2007年6月～3か月間実施、送付数：309通、回答数：29通)

■お客さまサービスセンター利用者へのアンケート

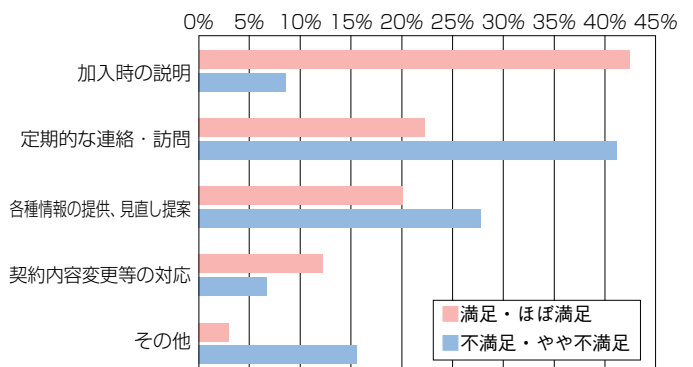
お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りした書類にアンケートを同封し、オペレーターの電話対応や書類の記入方法のご案内のわかりやすさに対するご意見や手続き完了までの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。

(2007年8月～1か月間実施、送付数：2,123通、回答数：890通)

Q3 取扱代理店の対応・サービスについて満足されていますか？

満足度	割合
①満足	36.0%
②ほぼ満足	27.5%
③普通	27.8%
④やや不満足	5.2%
⑤不満足	3.6%

Q4 その理由は何ですか？（複数回答可）



(3) お客さまの声を活かした改善例

※新商品の開発については、P.36 「1. 新商品」をご覧ください

入院給付金等の請求書類について、わかりやすく、書きやすくしてほしい。

→入院給付金の請求書類を含めた『「入院・手術給付金」請求手続きのご案内』について、「見やすさ、わかりやすさ、書きやすさ」の観点から一般消費者および消費生活アドバイザー有資格者の方にインタビュー調査を実施し、いただいたご意見を参考に、構成、レイアウト、文字の大きさ、色使い等を工夫して、見やすさ・記入しやすさを向上させました。

(2008年2月実施)

→保険金・給付金請求の流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・お支払いできない場合の代表的な事例をご案内する「保険金・給付金のご請求について」に関しても、一般消費者および消費生活アドバイザー有資格者の方にインタビュー調査を実施し、わかりやすさを向上させました。

(2008年3月実施)

請求手続についてわかりやすく説明してほしい。給付金をできるだけ早く支払ってほしい。

→お客さまサービスセンターに給付金等の請求手続き専門のオペレーターを配置してわかりやすく説明させるとともに、お客さまから請求書類を直接受け付けて、迅速なお支払いをすすめております。

(2007年4月実施)

被保険者が意識不明で入院給付金の請求ができない。

→事情により保険金・給付金等を被保険者ご本人が請求できない場合に備え、あらかじめ代理請求人を指定しておくことができる制度(代理請求制度)を新医療保険(2006年11月発売)以降の新商品に順次導入いたしました。また、それ以外の商品に対しては、「代理請求特約」を新設し、本特約をご契約時またはご契約後に付加いただくことで、同様に代理請求制度が適用されるようにいたしました。これにより、保険金・給付金をより速やかにご請求いただくことが可能になりました。

(2006年11月以降順次実施)

「ご契約のしおり・約款」の文字が小さくて読みにくい。

→「ご契約のしおり・約款」をA5版サイズからA4版サイズに拡大しました。文字・行間・図表を大きく表示することで、読みやすさの向上を図りました。

(2007年7月実施)

電話以外にインターネットでも問い合わせができるようにしてほしい。

→お客さまからのお問い合わせにつきまして、電話以外にインターネットを利用したお問い合わせ窓口の充実を図り、利便性を向上させました。

三井住友海上火災保険株式会社と共同で運営している既契約者専用インターネットホームページ「お客さまWebサービス(「eカスタマー」から改称)」に、「インターネットでのお問い合わせ」画面を新設し、インターネットでのお問い合わせができるようになりました。

(2008年5月実施)

電話による相談サービスを充実させてほしい。

→お客さまからの各種相談を電話にて承る「生活サポートサービス」に「メディカルオピニオンサービス(専門科の医師への電話相談)」を追加し、サービスの一層の充実を図りました。

(2008年1月実施)

未入通知などのシーリングハガキが水に濡れると破れやすく、開きにくい。

→ハガキ用紙の紙質を、耐水性の高い紙(耐水Sメール)に変更し、圧着値についても再調整を行いました。これによりシーリングハガキの開けづらさを解消しました。

(2007年10月実施)

急に資金が必要になった。電話の申し出のみで貸付が受けられないか。

→貸付実績がある等の一定の条件に合致するお客さまにつきまして、お電話によるお申し出のみで契約者貸付手続きが完結する取扱いを開始しました。

(2007年5月実施)

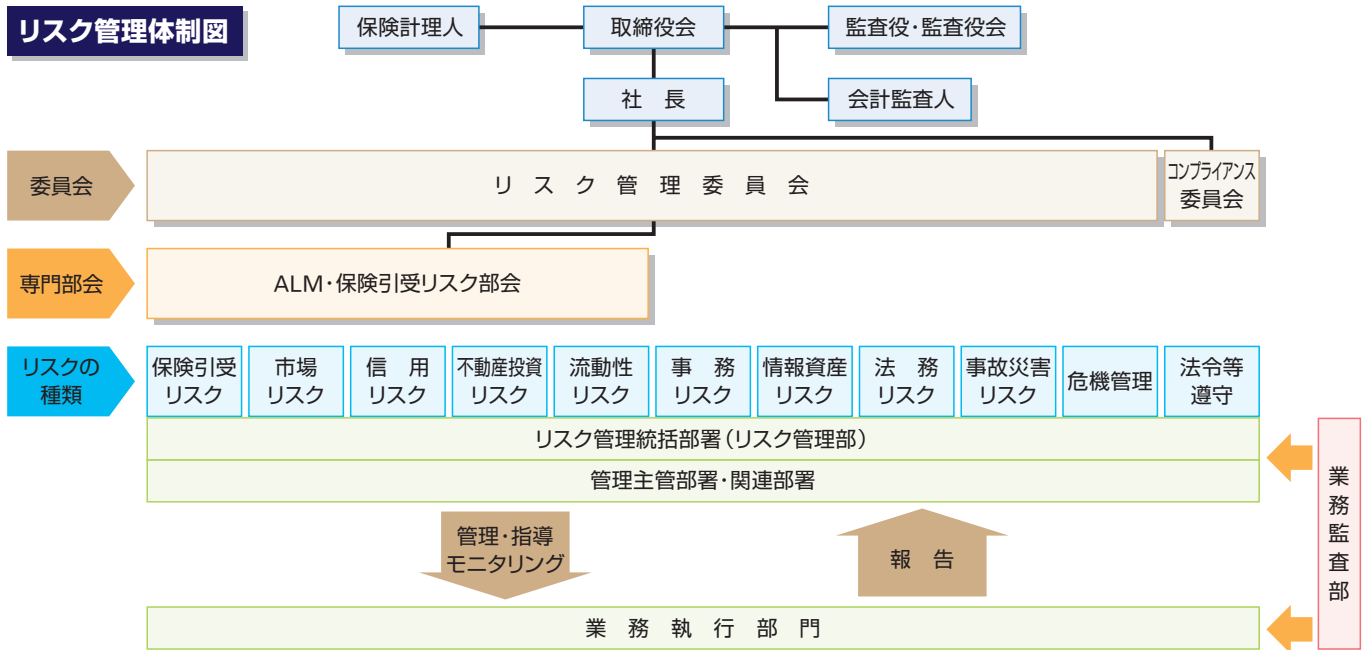
→また、ご利用いただいたお客さまより「返済用の振込用紙を同封して欲しい」とのご要望をいただいたことから、契約者貸付のお支払完了通知に、返済用の振込用紙を同封してお送りするようになりました。

(2007年6月実施)

2 リスク管理

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。これらのリスクに的確に対応することによって、企業価値の向上を図り、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーへの責任を果たすことができるよう、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでおります。

リスク管理体制図



当社の取組み

◇リスクの内容

- 保険引受リスク 保険料設定時に予想できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率など)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
- 市場リスク 金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
- 信用リスク 主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
- 不動産投資リスク 賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスク
- 流動性リスク 新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
- 事務リスク 役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
- 情報資産リスク 情報の毀損、改竄、漏洩等により損失を被るリスク(情報漏洩リスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
- 法務リスク 企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
- 事故災害リスク 自然災害や事故、犯罪によって、役員・社員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスク

ストレス・テストの実施について

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである

「ストレス・テスト(感応度テスト)」を定期的実施しています。テスト結果は、リスク管理委員会やALM・保険引受リスク部会に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

2-1 リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部署等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっております。併せて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組を構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めております。

○取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議及び関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、全社的かつ総合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。

また、リスク管理統括部署(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

○リスク管理委員会

リスク管理委員会は、リスク管理に関する方針・態勢等を定めたリスク管理方針の企画・立案、取締役会に対する管理・推進状況の報告・提案および重要事項の協議・調整を行っています。

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

<ALM・保険引受リスク部会>

資産・負債の総合管理(ALM)や商品戦略(予定利率の設定等保険引受リスク)に関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

○役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役員・社員の役割・行動を以下のように定めています。

<取締役および執行役員>

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役員・社員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

<執行役員>

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

<本社部長>

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

<本社部長以外の部長>

本社部長の指示および諸規定、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

<社員>

諸規定、マニュアル、部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長ないし本社各部に報告する。

○監査体制

業務の健全かつ適正な運営を確保するために以下の監査を実施しています。

- (1) 業務監査部監査
- (2) 監査法人による会計監査
- (3) 監査役監査

再保険に関するリスク管理体制について

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

2-2 コンプライアンス(法令等遵守)の体制

保険事業(生命保険・損害保険)は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。特に規制改革の進展に伴い、企業活動の自己責任に対する社会の要請が強まっており、企業の倫理に適った行動が求められるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、当社におけるコンプライアンスは、まず日常業務の一環として、それぞれのラインにおいて責任をもって取り組むことを基本としています。そのため、各組織を管理している部長を「コンプライアンス責任者」として位置付け、コンプライアンス責任者が担当部門における法令等遵守を徹底させるとともに、法令等遵守を徹底する上で必要となる他部門との連携・調整を行っています。

また、これらの支援については、専任組織である「リスク管理部コンプライアンス推進グループ」が中心となって運営しています。これに加え、課・支社・FCオフィスおよびグループ単位にコンプライアンス担当者を配置し、管下社員に対する法令等遵守の徹底、教育および指導にあたらせています。併せて、コンプライアンスの推進・支援体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動が円滑に進むように取組みを行っています。

○コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では主に以下の業務を担当しています。

- ①コンプライアンス・マニュアルの企画・立案
- ②コンプライアンス・プログラムの企画・立案
- ③コンプライアンス・プログラムの推進状況に関する監視および半期ごとの取締役会あて報告
- ④コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整
- ⑤法令等遵守規程の改廃に関する企画・立案
- ⑥その他コンプライアンスの推進および徹底に関する事項の協議・調整

2-3 個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報ははじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.ms-kirameki.com>)上に公表し

ております。(次ページに概要を掲載しておりますので、ご参照ください。)

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」の概要

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社における個人情報の取扱いおよび安全管理にかかる適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1.個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2.個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的の達成に必要な範囲で利用します。

- (1) 保険契約の審査、引受、履行(保険金等の支払事由の調査、適正な保険金の支払等を含みます。)、管理
- (2) 再保険契約の締結及び再保険金の請求
- (3) 弊社を含む三井住友海上グループ各社の他の商品・サービスの案内・提供(三井住友海上グループ各社における保険契約の審査、引受、履行、管理を含みます。)
- (4) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供
- (5) 保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (6) 生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理 等

3.個人データの第三者への提供

弊社は、次の場合を除き、個人データを第三者に提供しません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
- (4) 三井住友海上グループ各社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合
- (5) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続を行って第三者に提供する場合

4.個人データの共同利用

- (1) 企業グループにおける共同利用
弊社を含む三井住友海上グループ各社は、その取扱う商品・サービスを案内または提供するため、または三井住友海上グループホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、会社間で個人データを共同利用することがあります。
- (2) 社団法人生命保険協会への情報登録等にかかる生命保険会社等との共同利用
弊社は、社団法人生命保険協会が運営する契約内容登録制度等および支払査定時照会制度ならびに募集人登録情報照会制度等に基づいて、保険契約または生命保険募集人に関する個人情報を同協会に登録し、または同協会加盟各社等とともに共同して利用します。

5.個人信用情報およびセンシティブ情報の利用

弊社は、個人信用情報およびセンシティブ情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

6.開示、訂正等のご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただきます。弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

7.個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8.お問い合わせ窓口

弊社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号 : 0120-324-386
電話受付時間 : 平日9:15~17:00

3 勧誘方針

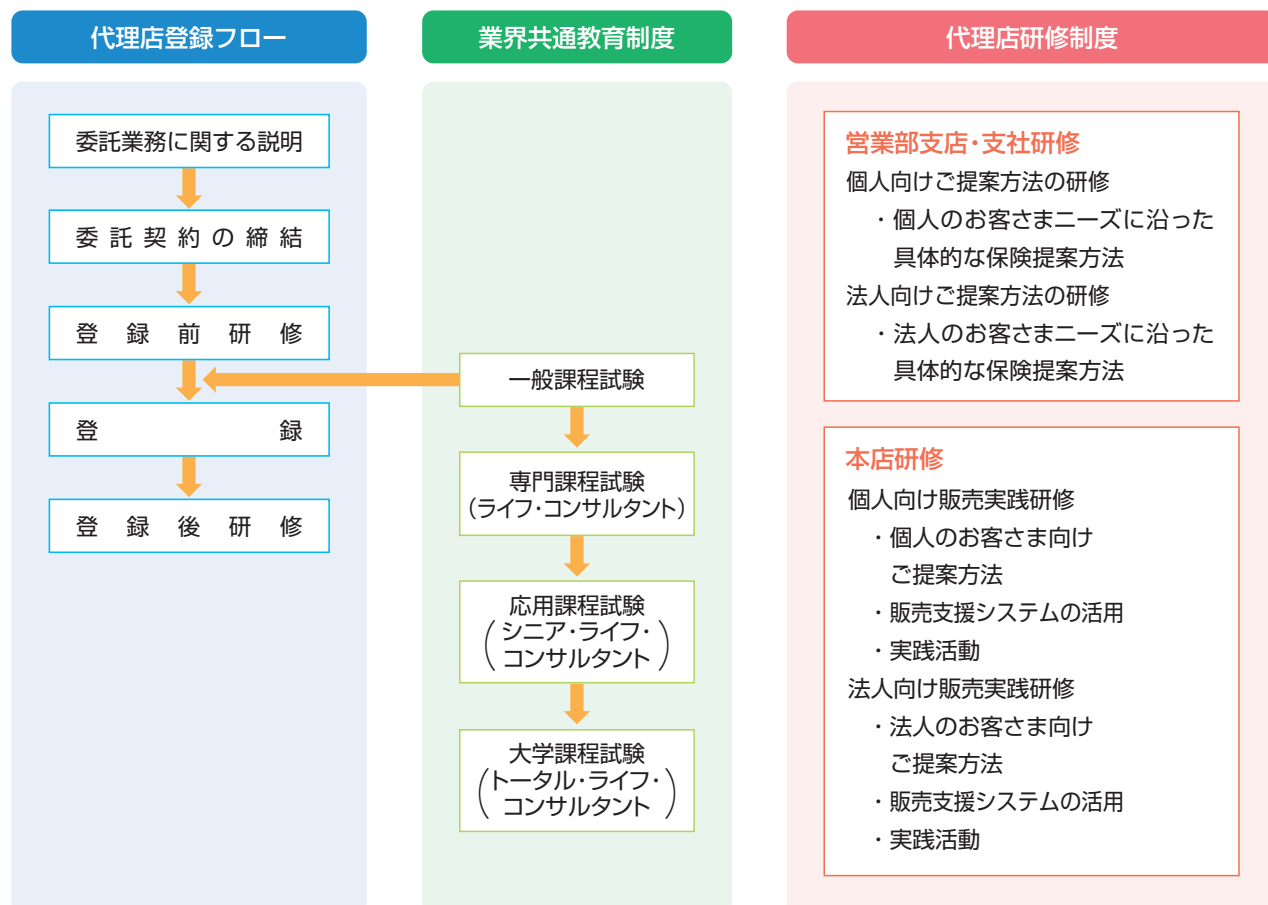
「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の金融商品の勧誘方針を策定しております。内容は、以下のとおりです。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売にあたっては、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、ご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される商品については、お客さまの判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
6. 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
7. お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

4 代理店教育・研修

(1)代理店教育・研修体制

当社の取組み



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。当社では「お客さま基点」の適正な募集活動を自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、企業

品質の一層の向上を目指しています。

研修においては、適正な募集活動に必要な知識の習得、およびセールスプロセスの考え方やロールプレイングを導入するなど、「保障の必要性」や「保障の考え方」をお客さまにわかりやすくお伝えするスキルの習得と向上を重視しています。

5 FC社員について

当社は2005年10月にFC(フィナンシャル・コンサルタント)事業部を新設するとともに、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡の6都市にオフィスを開設し直販事業をスタートしました。2008年5月現在、上記6都市に8オフィス(札幌・東京に2オフィス)開設しているほか、函館・盛岡にサテライトオフィスを展開しております。FC(フィナンシャル・コンサル

タント)社員の目指すものは生命保険販売のプロフェッショナルであり、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としております。FC社員はフィナンシャル・コンサルティング・サービスを通じ、「最高のサービスを提供するプロフェッショナルチーム」を創りあげていくことを目標としております。

■フィナンシャル・コンサルタントの教育・研修体制

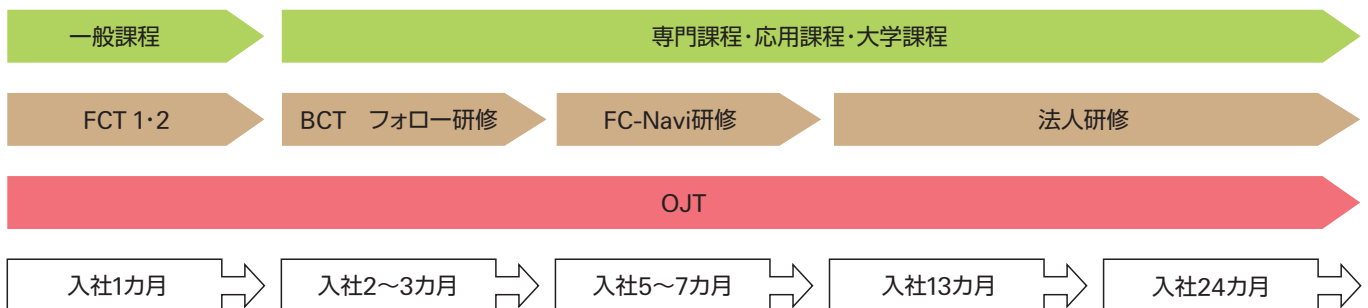
フィナンシャル・コンサルタントは、お客さまのニーズを満たし、問題点を解決するための専用ソフト(FC-Navi)を駆使してお客さまのご希望に合わせたオリジナルのライフプランを作成し、ご提供します。フィナンシャル・コンサルタントは入社後2年間で初期研修期間と位置付け、本社で開催する集合研修・オフィス内研修・業界共通試験などを通じてコンサルティング営業に必要な能力を習得します。入社から3カ月間は「FCT(First Consultant Training)」「BCT(Basic Consultant Training)」研修を実施し、生命保険の基礎について学ぶとともに、ライフプランニングを通じて、お客さまに合ったご提案をするために必要な知識やスキルを身につけていきます。入社4カ月目には、「フォロー研修」を本社で実施します。この研修を通じて各自の業績・活動を分析し、自身の強み・弱みを確認します。以降は「FC-Navi研修」「法人研修」を実施し、あらゆるマーケットで必要とされるスキ

ルや金融知識を養い、MDRTへの入会を支援しています。また、さらにハイレベルなコンサルティングノウハウを身につけるための、FP技能士資格取得の奨励も行っています。



FC-Navi プレゼンテーションイメージ

FC教育体系



6 社会貢献活動

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えております。

2004年度に新たに定められた「三井住友海上グループ行動憲章」に則った「三井住友海上グループ社会貢献活動方針」を策定し、社員・代理店のボランティア活動支援、メセナ活動、助成活動、スポーツ振興を、CSR推進活動の中に明確に位置付け、推進しています。

【基本方針】

三井住友海上グループは、グループ行動憲章に則り、地域社会・国際社会の一員として、その持続的発展に貢献するとともに、社員ならびに代理店の社会貢献活動を支援します。

1. 「会社」主体の社会貢献活動の推進

常に地域社会・国際社会との接点を意識し、社会の発展に寄与します。

2. 「社員」「代理店」主体の社会貢献活動の支援

社員ならびに代理店の自主的な社会貢献活動を支援し、社会参加意識を持って行動する人材を増やすことにより、グッドカンパニーを目指します。

(1) 障害者スポーツの普及・強化を支援

財団法人日本障害者スポーツ協会、日本視覚障害者柔道連盟、日本身体障害者陸上競技連盟の活動に協賛し、障害者スポーツの普及・強化に取り組んでおります。障害のある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えております。



(3) 障害者作業所製品の販売会

本社ビルにおいて、障害者作業所製品の販売会を開催し、作業所で働く方々の自立支援に取り組んでおります。

2007年度6回開催：販売総額503,810円



(2) 「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備支援

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備など、環境保護・地域貢献活動に取り組んでおります。



(4) その他の活動

(社)生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。また三井住友海上グループはグループ企業一体となって、社会福祉活動に対する各種寄付などの取組みを行っています。

7 生命保険契約者保護機構

(1) 生命保険会社が破綻した場合、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)は資金援助等を行うことにより、保険契約者の保護を図っています。

保護機構は、保険業法に基づいて平成10年(1998年)12月1日に設立・事業開始した法人であり、当社を含む国内で事業を行う全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構は、生命保険会社の保険契約者のための相互援助制度として、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払に係る資金援助等を行います。

また、生命保険会社の更生手続においては、更生管財人が作成した更生計画案の決議を行う関係人集会等における議決権行使等^(*)、更生手続における保険契約者の一切の手続きを代理します。

(*)保護機構による議決権の代理行使は、更生手続の円滑な運営を図るために定められた制度であり、保険契約者ご自身の議決権行使を妨げるものではありません。

生命保険会社が破綻した場合に、仮にその会社の契約を引き継ぐ会社等が現れず、会社が清算されることになると、保険契約者は会社の資産を売却することによって得た金銭を配当として受け取ることはできませんが、保険契約は継続することができません。このような事態に陥ると、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で他の生命保険会社との間で新たに保険契約を締結することが困難になることも想定されます。

そこで、万一、生命保険会社が破綻した場合、保護機構は、破綻した生命保険会社の契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助^(①)や「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される承継保険会社(以下「承継保険会社」といいます)への保険契約の承継^(②-I)、または「保護機構」自らが契約の引受け^(②-II)を行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることにしています。

いずれの場合でも、保護機構によって、破綻時点の補償対象契約の責任準備金等の90%(高予定利率契約については『(2)-(※2)』に記載した率)まで補償されます。

なお、生命保険会社が破綻すると、通常、業務が再開されるまでは、契約内容の変更等の業務が停止されますが、その間に保険事故が発生した場合の保険金等の支払については、破綻保険会社と保護機構との間で「補償対象保険金の支払に係る資金援助契約」が締結された場合、従前の保険金額の90%(高予定利率契約については『(2)-(※2)』に記載した率)を乗じた額で保険金等の支払が行われ、万一の場合の資金需要に応えられるようになっています。

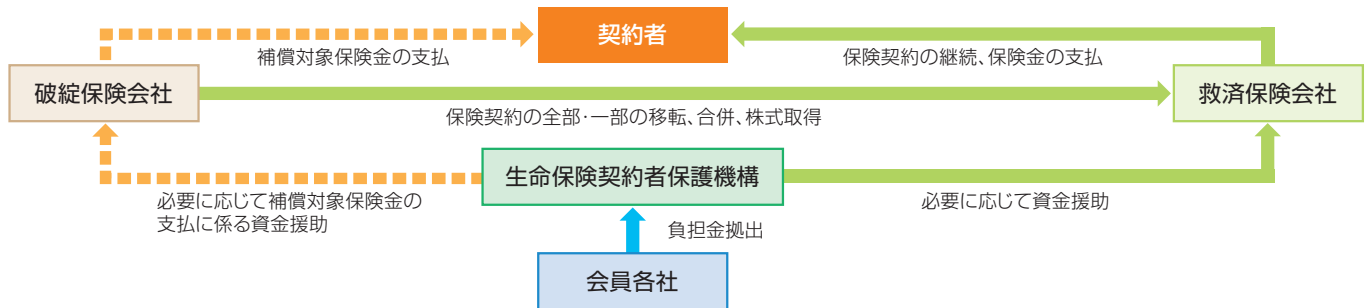
また、破綻した生命保険会社において更生手続が開始された場合には、原則、保険契約者に代わって更生手続に関する一切の行為を行っています。

問い合わせ先 生命保険契約者保護機構
TEL. (03) 3286-2820
ホームページURL <http://www.seihohogo.jp/>

①「救済保険会社」が現れた場合（イメージ図①参照）

破綻保険会社の保険契約等を引き継ぐ「救済保険会社」が現れた場合には、破綻保険会社の保険契約は、「救済保険会社」による保険契約の移転、合併、株式取得により破綻後も継続することができます。

「救済保険会社」による保険契約の引受け（イメージ図①）



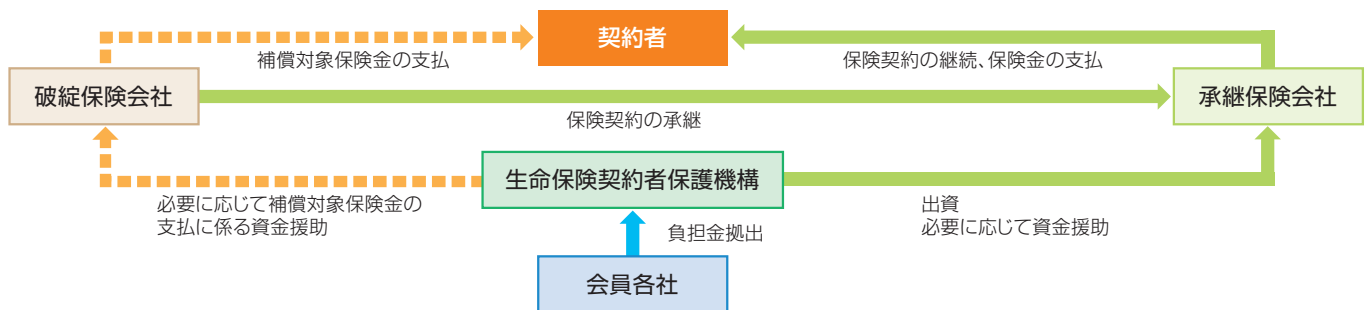
②「救済保険会社」が現れなかった場合

I. 「承継保険会社」による保険契約の承継（イメージ図②-I参照）

「救済保険会社」が現れなかった場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」へ保険契約の承継を行うことができます。

「承継保険会社」は、保険料の受入れ、資産運用、保険金・給付金等の支払等の通常業務に加え、引き続き救済保険会社を探すなど、引き続き保険契約の管理および処分を行います。

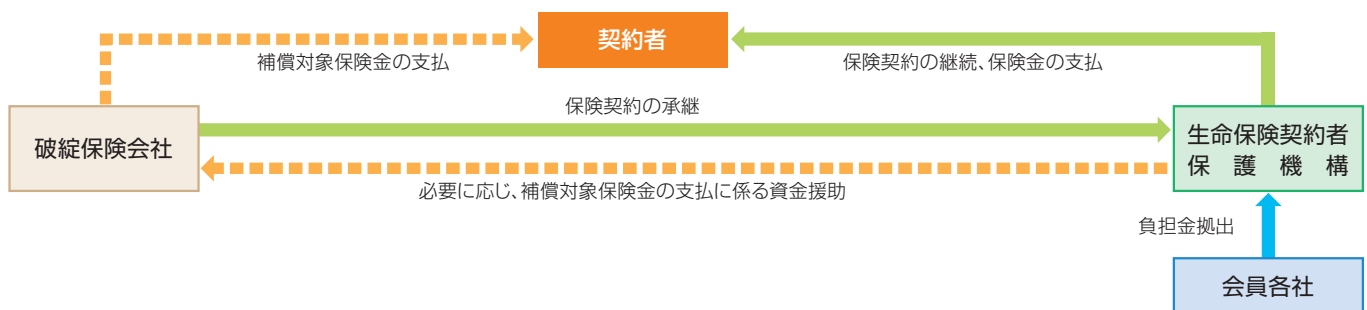
「承継保険会社」による保険契約の承継（イメージ図②-I）



II. 「保護機構」自らによる保険契約の引受け（イメージ図②-II参照）

保護機構自らが保険契約を引受けすることも可能です。この際、保護機構は、上記②-Iの場合と同様に、引き続き保険契約の管理および処分を行います。

「保護機構」自らによる保険契約の引受け（イメージ図②-II）



- ← 破綻保険会社が保険金等の支払を停止している間の保険契約者等保護のための措置
- ← 保険契約の移転等以降の措置（ただし、図②-Iの承継保険会社への出資は、保険契約の移転等の前に行われる。）
- ← 会員各社は毎年、負担金を拠出

(2) 補償の内容

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、高予定利率契約^(※2)を除き、破綻時点の責任準備金等^(※3)の90%まで補償されることが、保険業法等で定められています。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)^(※4)の変更が行われる可能性があり、その結果、保険金額が減額されることがあります。

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度^(※5)が設けられる可能性もあります。

※1 運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分とは特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等の全てについて最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)の付されていない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 高予定利率契約とは破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約^(注2)を高予定利率契約といいます。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

(注1) 基準利率は、全生命保険会社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。この基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により、見直されます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なることに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金とは「責任準備金」とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金等の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金の中で、保険業法により積み立てが義務付けられています。保険契約者から払い込まれる保険料は、預貯金と異なり、一部は保険金等のお支払いや保険契約の維持管理費用等に充当され、その残額が責任準備金として積み立てられ、運用されることとなりますので、一般的には、責任準備金の金額は払い込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。また、保険金・年金等の90%が補償されるものではなく、個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

※4 基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)とは「予定利率」とは、保険会社が予め資産運用による一定の運用収益を見込み、その分を保険料から割り引く際の割引率のことをいいます。「予定死亡率」とは、男女別、年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払いに充てるために必要な保険料を算出する際に用いる死亡率のことをいいます。「予定事業費率」とは、保険会社が事業の運営上必要とする経費を予め見込んで保険料の中に組み込む際の経費の割合のことをいいます。

※5 早期解約控除制度とは更生計画の認可決定後(または、保険契約の移転後)、解約の急激な請求によって資産が急速に流出してしまうと、更生計画(または保険契約移転計画)のとおり会社の運営を行っていくことが困難となります。できるだけ多くの保険契約者にご契約を継続いただくために、一定期間内の解約のご請求に対し、契約条件変更後の解約返戻金等からさらに一定の割合で削減される制度を「早期解約控除制度」といいます。

1 新商品

無解約返戻金型逡減定期保険の発売

2007年12月、新商品「無解約返戻金型逡減定期保険」を発売いたしました。

この商品は、お客さまそれぞれの家族構成やお子さまの年齢などに沿った保障を提供する、コンサルティングセールスに適したものとして開発いたしました。

お子さまの成長につれて将来の教育資金等の準備額が減少するため、世帯主に必要な保障額は期間の経過とともに減少していく傾向にあります。この必要な保障額の推移に合わせて、死亡・高度障害の保障額が逡減していく仕組みを持たせたのが特長です。

また、この商品では、お客さまの多様なライフサイクルに対して柔軟に対応できるようにするため、保障額が二段階で逡減する(逡減の割合が保険期間中に変動する)仕組みを導入し、合計9種類のパターンの中から最もふさわしい保障プランを選択していただけるような設計としております。さらに、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、できるだけ安い保険料でご加入いただけるような商品となっております。



低解約返戻金型定期保険／ 無解約返戻金型定期保険の発売

2008年7月、新商品「低解約返戻金型定期保険」および「無解約返戻金型定期保険」を発売いたしました。

これらの商品は、従来販売しておりました「定期保険(低解約返戻金型)」を見直し、「商品のわかりやすさ向上」および「ご契約パターンの充実」を目的として、同商品を2つに分ける形で新たに開発したものです。

①商品のわかりやすさ向上

従来の「定期保険(低解約返戻金型)」では、その解約返戻金を低くする割合(低解約返戻金割合)に応じて、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%水準としたタイプと、保険期間を通じて解約返戻金がないタイプの2つを設定しておりました。しかしながら、「解約返戻金がない」タイプでも商品名称上は「低解約返戻金型」となっているため、商品名称から見た場合の商品内容のわかりやすさという点では不十分な状況にありました。

そこで、販売するタイプに応じた商品名称に変更することとし、一定期間中の解約返戻金を通常の70%水準としたタイプは「低解約返戻金型定期保険」、解約返戻金がないタイプは「無解約返戻金型定期保険」とし、さらに約款においても低解約返戻金割合が70%であることまたは解約返戻金がないことを明記するようにいたしました。

②ご契約パターンの充実

従来の「定期保険(低解約返戻金型)」においては、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%水準としたタイプは、保険期間の途中で保険料のお払込みが満了する(短期払)取扱いのみの設定としておりました。

一方で「毎回の保険料をできるだけ安くしてほしい」とのお客さまのご要望にもお応えするために、「低解約返戻金型定期保険」においては、契約後一定期間中の解約返戻金は通常の70%水準で、保険期間を通じて保険料をお払込みいただく(全期払)ことができるよう新たに設定いたしました。



2 販売商品

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の遺族保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えております。この中から、MS終身・定期保険や無解約返戻金型収入保障保険などの死亡保障性商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障を単品で、または組み合わせでご提案しております。病気やケガによる医療保障に関しては、各種特約を付加することで保障を確保できるほか、単品の新医療保険・新ガン保険もお選びいただけます。また、お客さまのライフプランをより充実させるために、養

老保険やお子さま向けのこども保険、老後の生活資金準備に適した個人年金保険などの貯蓄性商品も提供しております。法人向けには、万一の際の遺族保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」「遡増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しております。

(2) 個人向け商品

a. 主契約

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●MS終身〈積立利率変動型終身保険〉 ●MS終身α〈積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)〉 	<p>一生涯保障という終身保険の特長はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる「金利感応」の仕組みを備えています。なお、「MS終身α」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。</p> <p>また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●終身保険 	<p>高齢化社会にふさわしく、保障は一生涯続きます。また、相続対策としても有効であるうえ、現金が一時的に必要なときはキャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度もご利用いただけます。</p> <p>※保険料のお払込みは「一時払」のみの取扱いとなります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険 	<p>保険料払込期間中の死亡・高度障害保障の額を抑えていますので、その分終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●定期保険 	<p>死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。</p> <p>また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>

商品名	特長
●低解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、解約返戻金の額を前記の定期保険の70%水準に抑制することにより、保険料を低廉にしたものです。
●無解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。 個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望の場合に適しています。
●無解約返戻金型収入保障保険 	被保険者の方が万一、死亡または高度障害の状態になられたときには、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金が受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●無解約返戻金型総合収入保障保険 	死亡・高度障害状態だけでなく、所定の特定障害状態・所定の要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときには、以後の保険料のお払込みが不要となります。なお、保険期間満了時に無事故給付金が受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●無解約返戻金型通減定期保険 	保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●通増定期保険	保険金額が所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険 	<p>悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご利用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険 	<p>万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が入用になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●5年ごと利差配当付こども保険 	<p>お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。</p> <p>なお、ご契約者の方が死亡・高度障害になられたときに養育年金が受け取れる「Ⅰ型」と、養育年金の保障がない「Ⅱ型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●新医療保険  	<p>短期の入院から長期の入院まで、さらには手術を含め、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。特約を付加することにより、三大疾病や女性特有疾病による入院、入院後の退院、先進医療、介護またはガン診断時の一時金給付も保障されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●新ガン保険  	<p>ガンで入院されたときに、給付金をお支払いします。特約を付加することにより、ガン診断時の一時金給付、ガンによる入院後の退院(在宅療養)、先進医療や死亡または高度障害も保障されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●5年ごと利差配当付個人年金保険 (無選択特則付) 	<p>老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。</p>

b. 主な特約

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
定期保険特約	無理のない保険料で、死亡・高度障害の際の保障を大きくしたい方へ
通減定期保険特約	死亡・高度障害の際の保障について、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障をお望みの方へ
無解約返戻金型収入保障特約	毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ
災害割増特約	不慮の事故または所定の感染症による死亡・高度障害の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害の際の保障を増やしたい方へ
新災害入院特約	不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ
新疾病入院特約	病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ
新成人病入院特約	成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新女性疾病入院特約	女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新通院特約	災害入院または疾病入院の給付金を受けられる入院の後、通院される際の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6カ月以内と判断されたときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部の保険金を生前に受け取りたい方へ
保険料払込免除特約	三大疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	商品名
5年ごと利差配当付こども保険に付加できる特約	こども医療特約
新医療保険に付加できる特約	新退院給付特約、先進医療特約、新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新介護保障特約、新ガン診断給付特約
新ガン保険に付加できる特約	新ガン診断給付特約、新在宅療養給付特約、新ガン死亡保障特約、ガン先進医療特約

(3) 団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

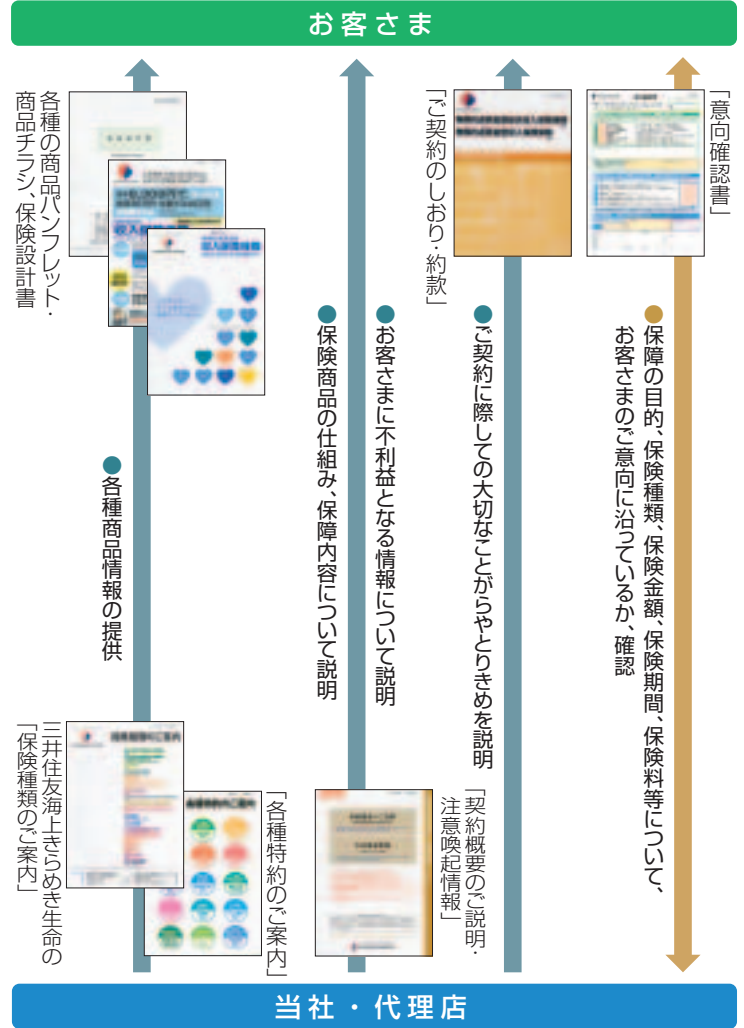
3 お客さまへの情報提供

(1) ご契約に関する情報提供

① ご契約締結時の提供資料

お客さまの多様なニーズにあった保険商品を提供するために、取扱商品について取りまとめた「保険種類のご案内」や「各種特約のご案内」を作成しています。個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書を提供しています。お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要のご説明」と、保険金等をお支払いできない場合について等のお客さまに不利益となる情報を記載した「注意喚起情報」を「ご契約のしおり・約款」とともに必ずご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。また、保険商品にかかわる当社からの情報提供にあわせて、お客さまのニーズ・ご意向にあった適切な保険商品の提供を行う観点から、「意向確認書」を作成・交付しています。具体的には、お客さまが最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。

- ・ 保険種類のご案内
- ・ 商品パンフレット、商品チラシ
- ・ 契約概要のご説明・注意喚起情報
- ・ ご契約のしおり・約款
- ・ 保険設計書



商品・サービス

② ご契約締結後の提供資料

ご契約締結後には主に以下の情報提供を行っております。

ご加入後	・ 保険証券
保険料の払込案内について	・ 口座振替予定のご案内 ・ 保険料口座振替不能のお知らせ
失効、立替について	・ 保険料お立替えのお知らせ ・ 保険料お立替え残高のお知らせ ・ ご契約失効のお知らせ
保全、その他について	<ul style="list-style-type: none"> ・ お手続完了（お支払明細）のお知らせ ・ 自動更新のお知らせ ・ 保険料払込期間満了のお知らせ ・ 特約継続のご案内 ・ 契約者貸付金利息のお払込案内 ・ 契約者貸付金残高のお知らせ ・ 満期に関するお知らせ ・ 年金に関するお知らせ ・ ご契約内容のお知らせ（保険料控除証明書付き）

(2) マスメディア等による情報提供

インターネット上にホームページを開設し、会社概要や、ニュースリリース、商品情報等を提供しています。

URL <http://www.ms-kirameki.com>

4 商品に関する情報(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、契約時に「契約概要のご説明」「注意喚起情報」「健康状態等の告知にあたりご注意ください」「ご契約のしおり・約款」などを、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。

主なものとしては、以下のとおりです。

(1)告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社は契約を解除することがあります。また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社は契約を解除することがあります。

(2)免責

被保険者の犯罪による場合など免責事由に該当した場合は、保険金・給付金のお支払いはいたしません。

(3)契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われなるときは、保険契約は払込猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などの支払ができなくなります。

①保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお払込みいただけます。なお、払込期月中にお払込みがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

<保険料の払込猶予期間>

- 月払契約…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。

(注) MS 終身・MS 終身 α 、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

②契約の復活

万一、保険料のお払込みがなく契約の効力がなくなっても(失効)、その日から3年以内(医療保険・新医療保険、ガン保険・新ガン保険、MS 終身・MS 終身 α の場合は1年以内、団体保険の場合は1カ月以内)であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)を除き、あらためて告知または診査をしていただきます。また、その際に失効期間中にお払込みいただけなかった保険料を所定の期日までにお払込みいただくこととなります。ただし、解約返戻金をご請求された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

(4)現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取扱いできない場合がございます。

(5)保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

保険料のお払込みが困難になったとき

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料のお払込みができないとき	<input type="checkbox"/> 保険料の自動振替貸付制度（お立替え）	<p>●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お払込みの猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。</p> <p>（制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取扱います。 ・精算…保険金や解約返戻金のお支払時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお払込みを中止するが、ご契約を有効に続けたいとき	<input type="checkbox"/> 払済保険への変更	<p>●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。</p> <p>◇各種特約は消滅します。</p> <p>◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。</p>
	<input type="checkbox"/> 延長保険への変更	<p>●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。</p> <p>●死亡・高度障害保険金額は、原則変更前の主契約と同額です。</p> <p>●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。</p> <p>◇各種特約は消滅します。</p>
保険料のお払込額を少なくされたいとき	<input type="checkbox"/> 保険金額、入院給付金日額等の減額	<p>●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払込額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。</p> <p>◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されますと、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。</p> <p>◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。</p>

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、これら各制度のうちお取扱いできないものがあります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、特に、契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

保険契約の申込日または第1回保険料充当金（相当額）のお払込みの日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、当社宛に発信された書面によりご契約のお申込みを撤回することができ、この場合にはお払込みいただいた金額をお返しいたします。

ただし、以下の場合には、このお取扱いができません。

- ・当社の指定する医師の診査を受けられた後の場合
- ・営業または事業のためのご契約を申し込まれた場合
- ・法人または社団・財団等がご契約を申し込まれた場合
- ・債務の履行の担保のためにご契約を申し込まれた場合
- ・申込者等が郵便等の方法を利用して申し込まれた場合
- ・ご契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加など）の場合

また、お申込みの撤回の書面の発信時に保険金・給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回の効力は生じません。

5 保険金・給付金のお支払い状況

当社は、ご病気やけがなどによる万一の場合の保障として、2007年度において約38千件、164億円の保険金・給付金をお支払いしました。

■ お支払いした件数・金額（2007年度）

	保険金	給付金	合計
お支払件数	1,317件	36,999件	38,316件
お支払金額	12,106百万円	4,302百万円	16,408百万円

※上記件数・金額は、請求契約・特約ごとの集計数値です。

※複数の会社でお引受けしている団体保険契約のお支払件数とお支払金額は、当社が幹事をしている契約のみを含めています。

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご契約が178件ありました。

■ お支払いに該当しないと判断した件数（2007年度）

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺による無効	0件	0件	0件
重大事由解除	0件	0件	0件
告知義務違反による解除	11件	81件	92件
免責事由に該当	15件	4件	19件
支払事由非該当	1件	66件	67件
合計	27件	151件	178件

※上記件数・金額は、請求契約・特約ごとの集計数値です。

※複数の会社でお引受けしている団体保険契約のお支払件数とお支払金額は、当社が幹事をしている契約のみを含めています。

【ご参考：用語のご説明】

●詐欺による無効

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を無効とさせていただきます（ご加入後2年経過した後も無効とすることがあります）。

●重大事由解除

保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書を偽造されるなどして保険金制度の目的に反すると判断されたときに、ご契約を解除することがあります。

●告知義務違反による解除

ご契約へのご加入に際して、故意または重大な過失によって告知すべき重要な事実を告知していただけなかった場合、ご契約を解除することがあります。

●免責事由に該当

保険約款では、保険金・給付金をお支払いしない「免責事由」を定めています。主なものとして、被保険者の自殺や契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故などがあります。

●支払事由非該当

保険約款で定めのお支払いの要件に該当しないと判断させていただいたご請求に対しては、保険金・給付金をお支払いいたしません。

（例）・ガン給付責任開始前に診断確定されていたガンを原因とする死亡

・保障対象外である扁桃腺の切除術

・保険責任開始前に発病されていた病気を原因とする入院

・5日以上入院の場合に入院給付金をお支払いする特約を付加されたお客さまの5日未満の入院

6 保険金支払体制

2001年度から2005年度に保険金等のご請求をいただいた事案の調査を行いました結果、追加のお支払いを要する事案(お支払い漏れ、請求のご案内漏れ事案)が判明し、お客さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後このような事態を招かないために、請求手続きのお客さま向け説明書類の改善や、支払業務工程の見直し、社員教育等に取り組んでまいりましたほか、2010年度の完成を目指して保険金システムの再構築を進めてまいります。

(1) 基本方針

当社は、保険金等のお支払いが生命保険事業の基本的かつ最も重要な業務であるとの認識のもと、次の基本方針を取締役会で決議して、支払体制の整備に取り組んでいます。

- ・ 保険金等のお支払全般にお客さまのご理解が得られるよう、真摯かつわかりやすくご説明する。
- ・ 公平性・健全性を重視し、迅速かつ適切にお支払業務を進める。
- ・ お客さまからの声を積極的に把握し、またお支払業務の適切性を社内外から監視・検証していく。

(2) 保険金等の支払体制

保険金等のお支払いにつきましては、業務に精通した本店の保険金支払部門が一元的に対応し、迅速かつ適切に対応する体制を実現しております。

保険金支払部門は、旧来お客さまサービス部に属しておりましたが、2008年度から保険金サービス部として独立させ、体制・要員を一層充実させて、お客さまのご期待に応えうる保険金支払業務を遂行してまいります。

また、以下の体制を構築し、業務の適切性確保に万全を期しております。

- ・ 社外弁護士や消費者問題専門家を交えた「支払諮問委員会」による業務の全般的な検証
- ・ 保険金支払部門以外の社内メンバーや社外弁護士等も含む「支払審査委員会」「支払苦情裁定委員会」による支払・不支払決定の妥当性検証や、苦情の適切な解決
- ・ 保険金支払担当部署とは別の部署による支払業務の事後検証、および不支払決定に関する不服申立ての受付

会社DATA 目次

I. 保険会社の概況及び組織

1. 沿革	48
2. 経営の組織	49
3. 店舗網一覧	50
4. 資本金の推移	51
5. 株式の総数	51
6. 株式の状況	51
7. 主要株主の状況	51
8. 取締役、執行役員、および監査役	52
9. 従業員の内籍・採用状況	53
10. 平均給与(内勤職員)	53
11. 平均給与(営業職員)	53

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	53
2. 経営方針	53

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	54
2. お客さまからの相談(照会、苦情)の件数	56
3. お客さまに対する情報提供の実態	57
4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	57
5. 代理店教育・研修の概略	57
6. 新規開発商品の状況	57
7. 保険商品一覧	57
8. 情報システムに関する状況	57
9. 公共福祉活動の概況	57

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	58
2. 損益計算書	61
3. キャッシュ・フロー計算書	63
4. 株主資本等変動計算書	64
5. 債務者区分による債権の状況	64
6. リスク管理債権の状況	64
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	64
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	65
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	66
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	68
11. 基礎利益の内訳	68
12. 社外の監査体制	69
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	69

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	70
(1)2007年度決算業績の概況	70
(2)保有契約高及び新契約高	71
(3)年換算保険料	71
(4)保障機能別保有契約高	72
(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	73
(6)異動状況の推移	74
(7)契約者配当の状況	76
2. 保険契約に関する指標等	76
(1)保有契約増加率	76
(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	77
(3)新契約率(対年度始)	77
(4)解約失効率(対年度始)	77
(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)	77
(6)死亡率(個人保険主契約)	77
(7)特約発生率(個人保険)	78
(8)事業費率(対収入保険料)	78
(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	78
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	78
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	79
(12)未だ収受していない再保険の額	79

(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	79
3. 経理に関する指標等	80
(1)支払備金明細表	80
(2)責任準備金明細表	80
(3)責任準備金残高内訳	81
(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	81
(5)特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	81
(6)契約者配当準備金明細表	82
(7)引当金明細表	82
(8)特定海外債権引当勘定の状況	82
(9)資本金等明細表	83
(10)保険料明細表	83
(11)保険金明細表	84
(12)年金明細表	84
(13)給付金明細表	84
(14)解約返戻金明細表	84
(15)減価償却費明細表	85
(16)事業費明細表	85
(17)税金明細表	85
(18)リース取引	86
4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)	87
(1)資産運用の概況	87
(2)運用利回り	90
(3)主要資産の平均残高	91
(4)資産運用収益明細表	91
(5)資産運用費用明細表	92
(6)利息及び配当金等収入明細表	92
(7)有価証券売却益明細表	93
(8)有価証券売却損明細表	93
(9)有価証券評価損明細表	93
(10)商品有価証券明細表	93
(11)商品有価証券売買高	93
(12)有価証券明細表	94
(13)有価証券残存期間別残高	94
(14)保有公社債の期末残高利回り	94
(15)業種別株式保有明細表	95
(16)貸付金明細表	96
(17)貸付金残存期間別残高	96
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳	96
(19)貸付金業種別内訳	96
(20)貸付金使途別内訳	96
(21)貸付金地域別内訳	96
(22)貸付金担保別内訳	96
(23)有形固定資産明細表	97
(24)固定資産等処分益明細表	97
(25)固定資産等処分損明細表	98
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表	98
(27)海外投融資の状況	98
(28)海外投融資利回り	100
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	100
(30)各種ローン金利	100
(31)その他の資産明細表	100
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	100

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	101
2. 法令遵守の体制	101
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険計理に基づいて積み立てられているかどうかの保険計理人意見書の合理性及び妥当性	101
4. 個人データ保護について	101

VIII. 特別勘定に関する指標等

IX. 保険会社及びその子会社等の状況	101
---------------------	-----

X. その他

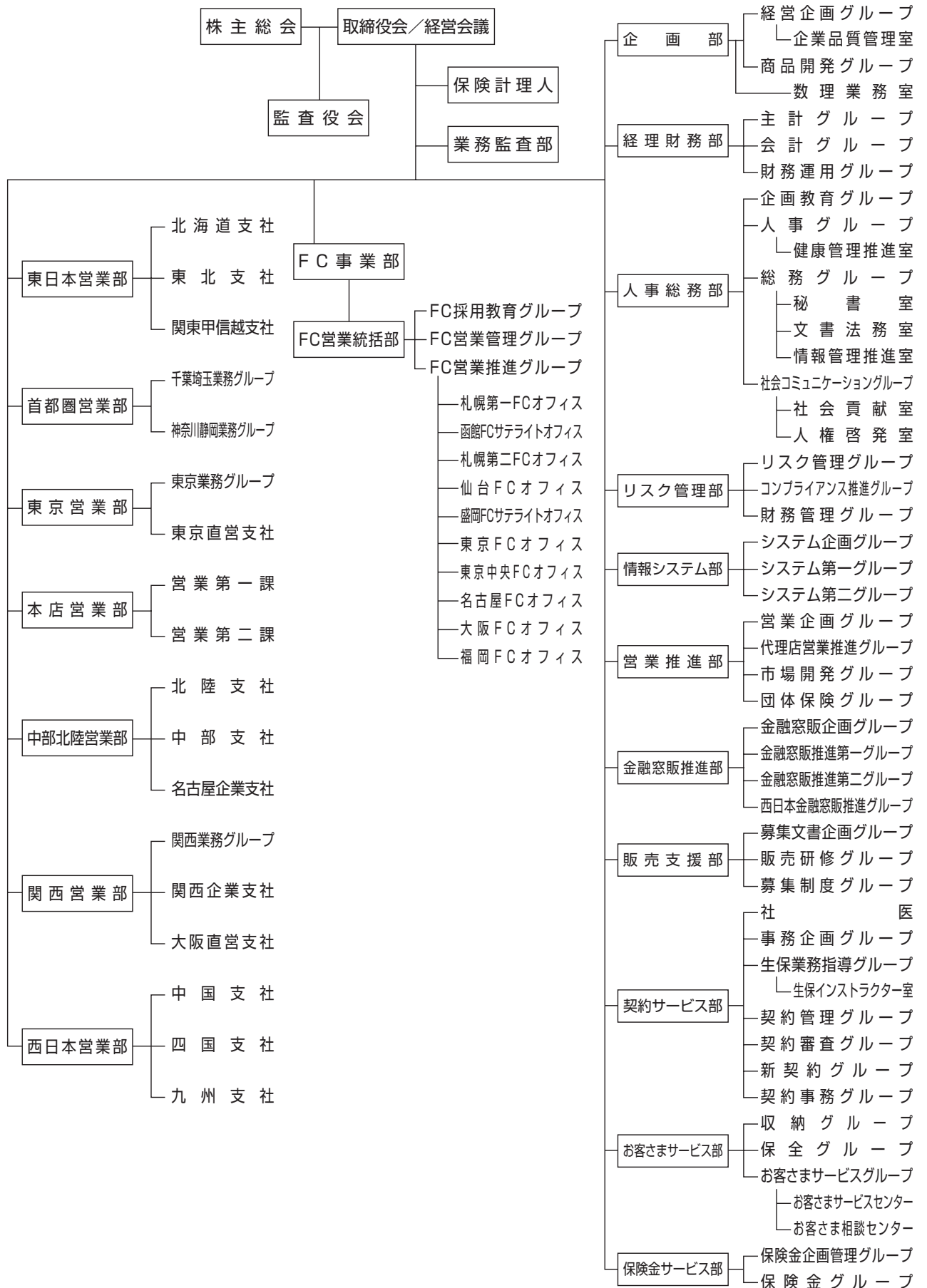
主な保険用語の説明	102
-----------	-----

I. 保険会社の概況及び組織

1. 沿革

- 1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社
「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」として資本金100億円で設立
- 1996年 8月 大蔵大臣の事業免許を取得
- 1996年10月 営業開始 終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
- 1996年12月 「総合福祉団体定期保険」発売
- 1997年10月 「5年ごと利差配当商品（養老、個人年金など）」発売
- 1998年 4月 「逡増定期保険」発売
- 1999年 4月 「積立型終身保険」発売
- 2000年 4月 「100歳満了定期保険」発売
- 2001年 1月 「医療保険」「ガン保険」発売
- 2001年 4月 「収入保障特約」発売
「区分料率適用特約」（販売名称：“元気You割”）発売
- 2001年10月 「三井みらい生命保険株式会社」と合併し、
社名を「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」に変更（資本金230億円）
「定期保険（低解約返戻金型）」発売
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
（2008年7月1日現在の格付：AA）
- 2002年 4月 「5年ごと利差配当付こども保険」発売
- 2003年 2月 「積立利率変動型終身保険」（販売名称：“MS終身”“MS終身*a*”）発売
- 2003年 4月 「5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択特則付）」発売
- 2004年 2月 「無解約返戻金型収入保障保険」「医療保障保険（団体型）」発売
- 2004年 9月 新株発行増資（増資後資本金355億円）
- 2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
（2008年7月1日現在の格付：AA）
- 2005年10月 「FC事業部」新設（直販社員によるコンサルティング販売の開始）
- 2005年12月 「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」発売
- 2006年 4月 本社移転
「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売
- 2006年10月 開業10周年
- 2006年11月 「新医療保険」発売
- 2007年 4月 「新ガン保険」発売
- 2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
- 2008年 7月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる

2. 経営の組織 (2008年7月1日現在)



会社DATA

3. 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本店	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	03-5282-7111 (大代表)
東日本営業部			
北海道支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6 札幌MTビル9F	011-213-3958
東北支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27 三井住友海上仙台ビル9F	022-221-8826
関東甲信越支社	104-8252	東京都中央区新川2-27-2 三井住友海上新川ビル9F	03-3297-4514
首都圏営業部			
千葉埼玉業務グループ	104-8252	東京都中央区新川2-27-2 三井住友海上新川ビル9F	03-3297-6385
神奈川静岡業務グループ	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル5F	045-651-3577
東京営業部			
東京業務グループ	103-0028	東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル12F	03-6202-6619
東京直営支社	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1 本店5F	03-5282-8862
本店営業部			
営業第一課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1 本店3F	03-5282-8817
営業第二課	(同上)	(同上)	03-5282-8701
中部北陸営業部			
北陸支社	920-0918	石川県金沢市尾山町6-25 三井住友海上金沢ビル5F	076-223-3351
中部支社	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1 三井住友海上名古屋ビル8F	052-223-6200
名古屋企業支社	(同上)	(同上)	052-203-3201
関西営業部			
関西業務グループ	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル8F	06-6220-2834
関西企業支社	(同上)	(同上)	06-6229-3242
大阪直営支社	(同上)	(同上)	06-6229-2753
西日本営業部			
中国支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9 広電三井住友海上ビル13F	082-234-8205
四国支社	760-8560	香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル8F	087-825-2661
九州支社	810-8683	福岡県福岡市中央区赤坂1-16-14 三井住友海上福岡赤坂ビル9F	092-722-6005
FC事業部			
札幌第一FCオフィス	060-0807	北海道札幌市北区北七条西1-1-2 SE山京ビル10F	011-738-6321
函館FCサテライトオフィス	040-0001	北海道函館市五稜郭町35-1 ホーム企画ビル5F	0138-33-7233
札幌第二FCオフィス	060-0807	北海道札幌市北区北七条西1-1-2 SE山京ビル10F	011-738-6321
仙台FCオフィス	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア9F	022-212-2636
盛岡FCサテライトオフィス	020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通16-21 盛岡駅前通ビル8F	019-604-9730
東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1 興和一橋ビル9F	03-5282-8739
東京中央FCオフィス	(同上)	(同上)	(同上)
名古屋FCオフィス	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパークビジネスセンタービル11F	052-238-1536
大阪FCオフィス	530-0003	大阪府大阪市北区堂島2-4-27 新藤田ビル7F	06-4798-8736
福岡FCオフィス	810-0001	福岡県福岡市中央区天神1-12-7 福岡ダイヤモンドビル7F	092-736-8036

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9月	12,500百万円	35,500百万円	増 資

5. 株式の総数（2008年7月1日現在）

発行可能株式総数	1,000千株
発行済株式の総数	960千株
株 主 数	1名

6. 株式の状況（2008年7月1日現在）

(1) 種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	960千株	-

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
三井住友海上グループホールディングス株式会社	960千株	100%	-	-

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況（2008年7月1日現在）

名 称	本店所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める 所有株式等の割合
三井住友海上グループ ホールディングス株式会社	東京都中央区新川 二丁目27番2号	100,000百万円	子会社の経営管理および それに付帯する業務	2008年 4月 1日	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役

(2008年7月1日現在)

役職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	さ さ き しずか 佐々木 静 (1953年6月15日生)	1977年4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災 保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式 会社に社名変更。以下同じ。)入社 2006年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2008年3月 同社執行役員退任 2008年4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締役 副社長執行役員	はたけやま みちお 畠山 道雄 (1949年7月1日生)	1973年4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災 保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上 火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株 式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2004年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2006年4月 同社常務執行役員 2007年3月 同社常務執行役員退任 2007年4月 当社専務取締役 2008年4月 当社取締役 副社長執行役員(現職)	・社長補佐 本社部門統括 ・企画部 ・リスク管理部 ・業務監査部(経理財務 部 人事総務部担当) ・関西営業部 ・西日本営業部
取締役 常務執行役員	な か た たかのぶ 中田 孝信 (1951年5月23日生)	1974年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2002年7月 当社出向 契約サービス部長 2006年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2006年4月 当社取締役 契約サービス部長 2007年4月 当社取締役 2008年4月 当社取締役 常務執行役員(現職)	・契約サービス部 ・お客さまサービス部 ・保険金サービス部 ・情報システム部 ・F C事業部 ・中部北陸営業部
取締役 執行役員	みやおか たかし 宮岡 隆 (1952年8月9日生)	1975年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2007年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2007年4月 当社取締役 営業推進部長 2008年4月 当社取締役 執行役員 営業推進部長(現職)	・営業推進部 ・金融窓販推進部 ・販売支援部 ・本店営業部
取締役 執行役員	ふじもり けんじ 藤森 謙司 (1953年7月31日生)	1977年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2002年7月 当社出向 総務・企画部長 2005年4月 三井住友海上火災保険株式会社復職 2008年3月 同社退職 2008年4月 当社取締役 執行役員(現職)	・経理財務部 ・人事総務部 ・業務監査部
取締役	ながとみ あきら 永富 晶 (1948年12月4日生)	1971年7月 住友生命保険相互会社入社 1997年7月 同社取締役 2000年4月 同社常務取締役 2002年4月 同社常務取締役 常務執行役員 2004年4月 同社専務取締役 専務執行役員 2005年4月 同社専務取締役 専務執行役員退任 住生コンピューターサービス株式会社代表取締役社長(現職) 2007年6月 当社取締役(現職)	
取締役	なかかわ としひろ 中川 敏洋 (1948年7月14日生)	1972年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2000年6月 同社執行役員 2001年10月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2004年4月 同社常務執行役員 2006年4月 同社専務執行役員 2008年3月 同社専務執行役員退任 2008年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社専務取締役(現職) 当社取締役(現職)	
執行役員	うめもと ひろみ 梅本 博巳 (1955年11月2日生)	1978年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2008年3月 同社退職 2008年4月 当社執行役員 首都圏営業部長 2008年7月 当社執行役員 首都圏営業部長 金融窓販推進部長(現職)	・東日本営業部 ・首都圏営業部 ・東京営業部

役職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
監査役 (常勤)	みうら しょういちろう 三浦 昭一郎 (1950年10月30日生)	1974年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年4月 当社取締役 企画部長 2007年4月 当社常務取締役 2008年4月 当社監査役(現職)	
監査役	はやさき のぶたか 早崎 信隆 (1954年1月28日生)	1976年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2006年8月 三井住友海上火災保険株式会社理事 2008年4月 三井住友海上グループホールディングス 株式会社リスク管理部長(現職) 三井住友海上火災保険株式会社理事 リスク管理部長(現職) 2008年6月 当社監査役(現職)	
監査役	は た ひろゆき 羽田 宏之 (1960年6月20日生)	1985年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社 経理部副部長(現職) 三井住友海上グループホールディングス 株式会社経理部(現職) 2008年6月 当社監査役(現職)	

9. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2007年度末	
	2006年度	2007年度	2006年度	2007年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	484名	637名	92名	193名	39.5歳	4.4年
（男 子）	265	356	51	107	42.5	4.5
（女 子）	219	281	41	86	35.8	4.4
（総合職）	280	378	56	113	42.4	4.5
（一般職）	204	259	36	80	35.4	4.3
営業職員	113	106	49	37	38.7	1.5
（男 子）	108	103	45	37	38.8	1.5
（女 子）	5	3	4	0	35.0	2.0

10. 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区 分	2007年3月	2008年3月
内勤職員	476	477

（注）平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区 分	2007年3月	2008年3月
営業職員	385	381

（注）平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

4ページに掲載しております「[① 経営方針／業務内容 2 業務内容](#)」をご参照ください。

2. 経営方針

4ページに掲載しております「[① 経営方針／業務内容 1 経営方針](#)」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過及び成果等

2007年度のわが国経済は、総じて景気が回復基調を維持しましたが、サブプライムローン問題に端を発する米国経済の減速懸念や国際的な資源価格の騰貴などを背景に先行きへの警戒感が拭えない状況が続きました。

生命保険業界におきましては、死亡保障を中心とした個人保険で保有契約高の減少が続くほか、景気の先行きに対する警戒感がもたらす金融・証券市場の低迷から資産運用面でも厳しい局面を迎えました。他方、2007年12月には銀行等による保険販売の全面解禁が実施されるとともに、これと並行して保険会社および銀行等が顧客保護態勢の一層の整備を図ることとされました。

このような情勢のもと、当社は、2007年度からスタートした三井住友海上グループの中期経営計画「ニューチャレンジ10」及び当社の中期経営計画「きらめきネクスト10」に基づき、「お客さまにとって最適な商品・サービスの開発・提供」、「お客さまに信頼される販売体制の拡充・強化」、「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社の実現」等を戦略の基本として、「損害保険のお客さまをグリップする代理店による一層のクロスセル推進」、「新たな成長領域における販売チャネル・手法の多様化と生保市場の開拓・拡大」、「業務プロセスのイノベーション実現」、「コンプライアンスの浸透」、「内部統制システムの基本方針に基づく統制環境の整備」等の諸課題に取り組んでまいりました。

営業体制につきましては、当社は三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）の代理店を通じた生損保のクロスセルを主軸としており、当社から代理店指導・管理業務の委託を受けた三井住友海上が生保専任要員を全国の拠点に配置しております。2007年度からこれら生保専任要員を三井住友海上及び当社の兼務とすることで、委託者としてのコンプライアンス態勢を強化しました。また、生保専任要員及び三井住友海上の営業課支社に対し、販売手法や販売ツールの提供・教育研修、業務指導を通じて、生保営業推進活動の支援体制を強化するため、販売支援部を新設しました。このほか、三井住友海上の専属専業代理店のうちから販売力の強化に取り組む代理店を選定し、計画的・集中的に販売指導しクロスセルの柱に育成する「クロスセル推進プログラム」をスタートさせました。さらに、前述しました銀行等による保険販売の全面解禁および郵政民営化に伴う対応としまして、当社商品の採用実現に向けた提案活動を強力に展開いたしました。

一方、当社の営業社員が生命保険を募集する直販事業におきましても、積極的な採用・教育活動を通じて販売体制の強化に努めました。

商品につきましては、近年の死亡率の改善状況を受けて2007年4月に生保標準生命表が11年振りに改定されたことから保険料計算に使用する予定死亡率を見直した結果、ほぼ全ての保険種類で契約日が同4月2日以降の保険契約の保険料率を改定いたしました。さらに主力商品の「MS終身」、「MS終身α」、「収入保障保険」につきましては、予定死亡率以外の基礎率の見直しを同時に行いました。

また、新商品として「新ガン保険」及び「保険料払込免除特約」をそれぞれ2007年4月、同7月に発売いたしました。「新ガン保険」は、5日以内の短期入院でも一律5日分のガン入院給付金をお支払いするほか、公的医療保険制度の適用対象外となるガンに係わる先進医療による治療費等を実費払で保障するガン先進医療特約を新設するなど従来商品からさらに保障内容を充実させました。「保険料払込免除特約」は、特定の

疾病、障害・要介護状態等になった際にお客さまによる以後の保険料の払込が免除されるものであります。契約引受・保全体制につきましては、運営の円滑化及び効率化の観点から事務・システム面の改善に引き続き努めてまいりましたほか、資金ニーズの生じたお客さまの利便性向上のため、電話による契約者貸付の受付を開始いたしました。

保険金等支払体制につきましては、2007年4月にお客さまサービス部に保険金企画管理グループを設置し、同部保険金グループの保険金・給付金支払業務について全件対象のモニタリングを実施する管理態勢を整備いたしました。なお、2007年2月1日に金融庁から全生命保険会社へ出された「保険金等の支払い状況に関する報告命令」を受け、2001年度以降の5事業年度にお支払いした全ての保険金等を精査しました結果、誠に遺憾ながら追加のお支払いを要するご契約があることが判明いたしました。これらにつきましては、速やかにお支払手続きを進めるとともに、2007年12月7日に調査結果を金融庁に報告いたしました。また、このような事態を招いたことを教訓として保険金・給付金支払業務における精度をさらに高めるため、システム面の整備など管理態勢の一層の改善に取り組む一方、2006年度以降にお支払いした保険金等に対する精査を実施し、お客さまへの追加のお支払いを進めました。システムにつきましては、お客さまからのご要望に迅速かつ確実に対応するため、ご契約に関するご相談に休日にも応じられるよう保全業務の代理店オンライン処理の休日稼働を開始しましたほか、お電話でのご相談等を承るお客さまサービスセンターのシステム機器を二重化し障害発生に備える体制を整備いたしました。資産の運用に当たりましては、安全性・流動性に留意しつつ国内公社債を中心に資金を投入いたしました。なお、三井住友海上グループでは、2006年9月に策定しました「グループ苦情対応基本方針」に基づき、企業品質のより一層の向上のための継続的な態勢整備に取り組んでまいりましたが、当社は、2007年7月、苦情対応に関する国際規格である「ISO10002」（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情対応のための指針）に適応した苦情対応マネジメントシステムの構築と適切な運用を図っていることを三井住友海上とともに宣言いたしました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、2007年度は、保険料等収入が2,222億円、資産運用収益が163億円、その他経常収益が6億円となり、これらを合計した経常収益は2,391億円となりました。一方、経常費用は、保険金等支払金が974億円、責任準備金等繰入額が1,025億円、事業費が338億円、その他経常費用が24億円等となりました結果、2,364億円となりました。

この結果、経常利益は、2006年度に比べて3億円減少して26億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は55百万円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、国内政治状況を始め、米国経済や原油価格の動向が大きく影響を及ぼすことが見込まれることから先行きが不透明なものとなっています。

生命保険業界におきましては、お客さま・社会からの信頼回復に向けて、サービスの改善を図りつつ、健全かつ適正な業務運営及び財務体質の維持・向上の両立を図ることが課題となっています。

このような情勢のもと、三井住友海上グループは、企業品質の向上を絶え間なく追求していくことを方針としており、当社も「お客さまにとって最適な商品・サービスの開発・提供」、「業務プロセスのイノベーション」、「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社の実現」等を戦略の基本とする「きらめきネクスト10」のもと、引き続きお客さまに信頼される会社運営に努めてまいります。

特に、保険金等のお支払いという生命保険会社の根幹業務においてお客さまにご心配、ご迷惑をおか

ける結果を招いた事実を重く受け止め、システム開発など支払管理態勢の一層の整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. お客さまからの相談（照会、苦情）の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っております。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心がけ、お客さまへのサービスの充実に努めております。

<お客さまからのご照会>

2007年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご照会の件数は、121,280件となっております。内容につきましては下表のとおりとなっております。

お客さまからのご照会（2007年4月～2008年3月お客さまサービスセンター受付分）

内 容	件 数	占 率
	件	%
ご加入相談・資料請求	4,913	4.1
契約内容変更等の手続きに関して	76,294	62.9
保険料払込に関して	9,268	7.6
保険金・給付金に関して	18,252	15.0
税金・控除証明書に関して	5,417	4.5
保険内容の照会・その他	7,136	5.9
合 計	121,280件	100.0%

<お客さまからの苦情>

2007年度に全店でお受けした苦情の件数は、905件となっております。内容につきましては下表のとおりとなっております。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の説明」と定めております。

お客さまからの苦情（2007年4月～2008年3月全店受付分）

内 容	件 数	占 率
	件	%
ご加入手続きに関して	265	29.4
契約内容変更等の手続きに関して	281	31.0
保険料払込に関して	127	14.0
保険金・給付金に関して	125	13.8
そ の 他	107	11.8
合 計	905件	100.0%

3. お客さまに対する情報提供の実態

41ページに掲載しております「3. お客さまへの情報提供」をご参照ください。

4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

42ページに掲載しております「4. 商品に関する情報（デメリット情報を含む）」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

30ページに掲載しております「4. 代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

36ページに掲載しております「1. 新商品」をご参照ください。

7. 保険商品一覧

37ページに掲載しております「2. 販売商品」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- (1) 新ガン保険、保険料率の改定、保険料払込免除特約、代理請求特約、無解約返戻金型通減定期保険等の新たな商品対応を行ないました。
- (2) お客さまのニーズに合ったきめ細かい保険設計を可能にするパソコン用設計書・申込書ツール「きらめきNavi」、およびオンライン設計書・申込書を提供し、代理店および営業社員の販売をサポートしています。
- (3) 保険金・給付金の支払漏れ、請求案内漏れを防止するため、コンピュータによるチェック強化とミス防止のためのシステム対応を行ないました。
- (4) お客さまからの電話をお受けする「お客さまサービスセンター」で稼働しているコールセンターシステムについて、機器の障害が生じてもシステムを停止することなくサービスを提供できるように機器の二重化を行ないました。
- (5) 情報システムセキュリティ強化の観点より、社内管理態勢の一層の充実を図るとともに外部専門家によるシステム監査を実施し、システムリスクへの備えに万全を期しています。

9. 公共福祉活動の概況

32ページに掲載しております「6. 社会貢献活動」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

16ページに掲載しております「直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標」をご参照ください。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	2006年度末		2007年度末		科 目	2006年度末		2007年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比		金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)					(負債の部)				
現金及び預貯金	11,015	1.2	11,706	1.2	保険契約準備金	832,621	93.3	935,069	93.5
現 金	0		0		支 払 備 金	8,620		10,226	
預 貯 金	11,015		11,706		責 任 準 備 金	821,570		922,547	
有 価 証 券	838,116	93.9	944,609	94.5	契約者配当準備金	2,430		2,295	
国 債	564,453		622,201		代 理 店 借	2,218	0.2	1,782	0.2
地 方 債	8,972		8,596		再 保 険 借	190	0.0	134	0.0
社 債	243,235		288,658		そ の 他 負 債	4,094	0.5	3,799	0.4
株 式	996		604		未 払 法 人 税 等	312		423	
外 国 証 券	20,458		24,548		未 払 金	99		140	
貸 付 金	22,030	2.5	24,587	2.5	未 払 費 用	2,865		2,455	
保険約款貸付	22,030		24,587		前 受 収 益	0		0	
有形固定資産	465	0.1	631	0.1	預 り 金	33		29	
建 物	49		194		仮 受 金	781		749	
その他の有形固定資産	415		437		退職給付引当金	288	0.0	246	0.0
代 理 店 貸	65	0.0	39	0.0	役員退職慰労引当金	-	-	107	0.0
再 保 険 貸	222	0.0	299	0.0	特別法上の準備金	930	0.1	1,137	0.1
そ の 他 資 産	17,589	2.0	17,737	1.8	価格変動準備金	930		1,137	
未 収 金	13,710		13,370		負債の部合計	840,344	94.2	942,278	94.3
前 払 費 用	321		344		(純資産の部)				
未 収 収 益	2,697		3,027		資 本 金	35,500	4.0	35,500	3.6
預 託 金	709		899		資 本 剰 余 金	13,214	1.5	13,214	1.3
仮 払 金	124		70		資 本 準 備 金	13,214		13,214	
その他の資産	24		24		利 益 剰 余 金	233	0.0	288	0.0
繰延税金資産	2,928	0.3	252	0.0	その他利益剰余金	233		288	
貸倒引当金	△108	△0.0	△100	△0.0	繰越利益剰余金	233		288	
					株 主 資 本 合 計	48,948	5.5	49,003	4.9
					その他有価証券評価差額金	3,031	0.3	8,482	0.8
					評価・換算差額等合計	3,031	0.3	8,482	0.8
					純資産の部合計	51,980	5.8	57,485	5.7
資産の部合計	892,324	100.0	999,763	100.0	負債及び純資産の部合計	892,324	100.0	999,763	100.0

注記事項

2006年度末	2007年度末
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は3,181百万円、時価は3,214百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により行っております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は「小規模会社等における簡便法」を採用し、期末要支給額の100%相当額を計上しております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労年金の支出に備えるため、117百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は4,489百万円、時価は4,710百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <p>①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。</p> <p>②平成19年4月1日以降に取得したもの 新定率法によっております。</p> <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は「小規模会社等における簡便法」を採用しておりますが、当年度末において退職給付制度の対象となる従業員数が300人を超えたため、原則法により計算する方法に変更いたしました。これにより、税引前当期純利益は従来の方方法によった場合と比べ、72百万円減少しております。</p> <p>6. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労引当金は従来、退職給付引当金に含め表示しておりましたが、保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、当年度より区分掲記しております。</p> <p>7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>

2006年度末	2007年度末																												
<p>9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け28,200百万円を計上しております。</p> <p>10. 当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、51,980百万円であります。</p> <p>11. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1)前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2)前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額は、546百万円であります。</p> <p>13. 関係会社に対する金銭債権の総額は94百万円、金銭債務の総額は824百万円であります。</p> <p>14. 繰延税金資産の総額は4,660百万円、繰延税金負債の総額は1,716百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円あります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,401百万円、保険契約準備金1,021百万円、価格変動準備金336百万円及び税務調整した収入保険料273百万円あります。</p> <p>繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,716百万円あります。</p> <p>15. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は91.86%であります。</p> <p>その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異48.90%及び住民税均等割額に係る差異6.48%であります。</p> <p>16. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機等があります。</p> <p>17. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>2,477百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>2,616百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>2,569百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>2,430百万円</td> </tr> </table> <p>18. 担保に供している資産の額は、有価証券2,517百万円あります。</p> <p>19. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は302百万円あります。</p> <p>20. 1株当たり純資産額は54,145円91銭であります。</p> <p>21. 外貨建資産の額は、20,716百万円あります。(外貨額175百万米ドル)</p> <p>22. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、54百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,214百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>24. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	2,477百万円	当年度契約者配当金支払額	2,616百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	2,569百万円	当年度末現在高	2,430百万円	<p>10. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け34,900百万円を計上しております。</p> <p>11. 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これにより、経常利益は従来の方法によった場合と比べ、6百万円減少しております。</p> <p>12. 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>当該変更が損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>13. 有形固定資産の減価償却累計額は、655百万円あります。</p> <p>14. 関係会社に対する金銭債権の総額は32百万円、金銭債務の総額は701百万円あります。</p> <p>15. 繰延税金資産の総額は5,070百万円、繰延税金負債の総額は4,802百万円あります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円あります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,548百万円、保険契約準備金1,113百万円、価格変動準備金411百万円及び税務調整した収入保険料254百万円あります。</p> <p>繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額4,802百万円あります。</p> <p>16. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は81.33%であります。</p> <p>その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異38.77%及び住民税均等割額に係る差異6.41%であります。</p> <p>17. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機等があります。</p> <p>18. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>2,430百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>2,317百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>2,182百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>2,295百万円</td> </tr> </table> <p>19. 担保に供している資産の額は、有価証券1,883百万円あります。</p> <p>20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は303百万円あります。</p> <p>21. 1株当たり純資産額は59,880円97銭であります。</p> <p>22. 外貨建資産の額は、24,783百万円あります。(外貨額247百万米ドル)</p> <p>23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,392百万円あります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>24. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ退職給付債務</td> <td>△246百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ退職給付引当金</td> <td>△246百万円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="1"> <tr> <td>イ退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ割引率</td> <td>1.5%</td> </tr> </table> <p>なお、当社は、平成19年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。また、確定拠出年金制度への資産移換額は42百万円であり、4年間で移換する予定であります。なお、当年度末時点の未移換額32百万円は、未払金に計上しております。</p> <p>25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	2,430百万円	当年度契約者配当金支払額	2,317百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	2,182百万円	当年度末現在高	2,295百万円	イ退職給付債務	△246百万円	ロ退職給付引当金	△246百万円	イ退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ割引率	1.5%
前年度末現在高	2,477百万円																												
当年度契約者配当金支払額	2,616百万円																												
利息による増加等	0百万円																												
契約者配当準備金繰入額	2,569百万円																												
当年度末現在高	2,430百万円																												
前年度末現在高	2,430百万円																												
当年度契約者配当金支払額	2,317百万円																												
利息による増加等	0百万円																												
契約者配当準備金繰入額	2,182百万円																												
当年度末現在高	2,295百万円																												
イ退職給付債務	△246百万円																												
ロ退職給付引当金	△246百万円																												
イ退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																												
ロ割引率	1.5%																												

2. 損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	2006年度		2007年度	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経常収入	238,571	100.0	239,140	100.0
保険料等収入	224,100	93.9	222,233	92.9
再保料	223,826		221,858	
資産運用収入	274		374	
利息及び配当金	14,085	5.9	16,304	6.8
有価証券の売却	13,855		16,231	
その他の経常収入	13,203		15,510	
その他有価証券の売却	652		702	
その他有価証券の売却	0		19	
その他有価証券の売却	229		72	
その他有価証券の売却	385	0.2	602	0.3
その他有価証券の売却	263		403	
その他有価証券の売却	110		123	
その他有価証券の売却	12		76	
経常費用	235,542	98.7	236,450	98.9
保険料等	83,586	35.0	97,407	40.7
再保料	20,339		26,322	
資産運用費用	587		929	
利息及び配当金	4,196		4,825	
有価証券の売却	57,115		63,889	
その他の経常費用	700		779	
その他有価証券の売却	646		661	
その他有価証券の売却	113,045	47.4	102,582	42.9
その他有価証券の売却	1,448		1,605	
その他有価証券の売却	111,596		100,976	
その他有価証券の売却	0		0	
その他有価証券の売却	1,112	0.5	150	0.1
その他有価証券の売却	1		9	
その他有価証券の売却	1,091		132	
その他有価証券の売却	-		1	
その他有価証券の売却	19		6	
その他有価証券の売却	35,362	14.8	33,880	14.2
その他有価証券の売却	2,435	1.0	2,429	1.0
その他有価証券の売却	2,179		2,092	
その他有価証券の売却	214		204	
その他有価証券の売却	37		122	
その他有価証券の売却	4		10	
経常利益	3,028	1.3	2,690	1.1
特別利益	-	-	-	-
特別損失	191	0.1	211	0.1
固定資産等処分損	8	0.0	4	0.0
価格変動準備金繰入	183	0.1	207	0.1
契約者配当準備金繰入	2,569	1.1	2,182	0.9
税法引前当及び人税等	268	0.1	296	0.1
税法引前当及び人税等	684	0.3	650	0.3
税法引前当及び人税等	△438	△0.2	△409	△0.2
当期純利益	21	0.0	55	0.0

注記事項

2006年度	2007年度						
<p>1. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1)前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分損益(損)」は、当年度からは「固定資産等処分益(損)」として表示しております。</p> <p>(2)当年度から損益計算書の末尾を当期純利益としております。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は216百万円、費用の総額は3,502百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券11百万円、外国証券217百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,075百万円、外国証券15百万円であります。</p> <p>4. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は61百万円であります。</p> <p>5. 1株当たり当期純利益は、22円75銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに21百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。</p> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は216百万円、費用の総額は3,092百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1百万円、外国証券70百万円であります。 有価証券売却損132百万円は、すべて国債等債券によるものであります。</p> <p>3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円であります。</p> <p>4. 1株当たり当期純利益は、57円55銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに55百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。</p> <p>5. 退職給付費用の総額は、162百万円であります。なお、その内訳は以下の通りです。</p> <table data-bbox="774 862 1284 940"> <tr> <td>イ勤務費用</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ簡便法から原則法への変更による費用処理額</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>ハその他(確定拠出年金への掛金支払額)</td> <td>26百万円</td> </tr> </table> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ勤務費用	63百万円	ロ簡便法から原則法への変更による費用処理額	72百万円	ハその他(確定拠出年金への掛金支払額)	26百万円
イ勤務費用	63百万円						
ロ簡便法から原則法への変更による費用処理額	72百万円						
ハその他(確定拠出年金への掛金支払額)	26百万円						

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科	目	2006年度	2007年度
I.	営業活動によるキャッシュ・フロー		
	税引前当期純利益	268	296
	減価償却費	214	204
	支払備金の増加額	1,448	1,605
	責任準備金の増加額	111,596	100,976
	契約者配当金積立利息繰入額	0	0
	契約者配当準備金繰入額	2,569	2,182
	貸倒引当金の増加額	19	△8
	退職給付引当金の増加額	37	△41
	役員退職慰労引当金の増加額	-	107
	価格変動準備金の増加額	183	207
	利息及び配当金等収入	△13,855	△16,231
	有価証券関係損益 (△益)	862	60
	支払利息	1	9
	為替差損益	-	1
	不動産動産関係損益 (△益)	8	4
	代理店貸の増加額 (△増加)	△25	25
	再保険貸の増加額 (△増加)	△58	△76
	その他資産 (除く投資・財務活動関連) の増加額 (△増加)	△3,430	92
	代理店借の増加額	△796	△436
	再保険借の増加額	41	△55
	その他負債 (除く投資・財務活動関連) の増加額	△3,080	△406
	小計	96,001	88,517
	利息及び配当金等の受取額	13,799	16,208
	利息の支払額	△1	△9
	契約者配当金の支払額	△2,616	△2,317
	法人税等の支払額	△878	△539
	営業活動によるキャッシュ・フロー	106,305	101,859
II.	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有価証券の取得による支出	△151,676	△135,831
	有価証券の売却・償還による収入	42,626	37,594
	貸付けによる支出	△31,752	△38,640
	貸付金の回収による収入	31,452	36,083
	II① 小計	△109,349	△100,793
	(I + II①)	(△3,043)	(1,066)
	不動産及び動産の取得による支出	△332	△381
	不動産及び動産の売却による収入	26	5
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△109,655	△101,168
III.	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
IV.	現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V.	現金及び現金同等物の増加額	△3,349	691
VI.	現金及び現金同等物期首残高	14,365	11,015
VII.	現金及び現金同等物期末残高	11,015	11,706

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の (期首) 期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2006年度末	2007年度末
現金及び預貯金	11,015	11,706
現金及び現金同等物	11,015	11,706

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 株主資本等変動計算書

2006年度

(単位：百万円)

	株主資本					合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	合計	
前事業年度末残高	35,500	13,214	13,214	211	211	48,926
当事業年度変動額						
当期純利益	-	-	-	21	21	21
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当事業年度変動額合計	-	-	-	21	21	21
当事業年度末残高	35,500	13,214	13,214	233	233	48,948

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	合計	
前事業年度末残高	△ 1,250	△ 1,250	47,675
当事業年度変動額			
当期純利益	-	-	21
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	4,282	4,282	4,282
当事業年度変動額合計	4,282	4,282	4,304
当事業年度末残高	3,031	3,031	51,980

(2006年度 株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|-------|
| 前年度末株式数 | 960千株 |
| 当年度増加株式数 | 一千株 |
| 当年度減少株式数 | 一千株 |
| 当年度末株式数 | 960千株 |

2007年度

(単位：百万円)

	株主資本					合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	合計	
前事業年度末残高	35,500	13,214	13,214	233	233	48,948
当事業年度変動額						
当期純利益	-	-	-	55	55	55
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当事業年度変動額合計	-	-	-	55	55	55
当事業年度末残高	35,500	13,214	13,214	288	288	49,003

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	合計	
前事業年度末残高	3,031	3,031	51,980
当事業年度変動額			
当期純利益	-	-	55
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	5,450	5,450	5,450
当事業年度変動額合計	5,450	5,450	5,505
当事業年度末残高	8,482	8,482	57,485

(2007年度 株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|-------|
| 前年度末株式数 | 960千株 |
| 当年度増加株式数 | 一千株 |
| 当年度減少株式数 | 一千株 |
| 当年度末株式数 | 960千株 |

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区分	2006年度末		2007年度末	
	債権	割合	債権	割合
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-	-
危険債権	-	-	-	-
要管理債権	-	-	-	-
計	-	-	-	-
(対合計比)	(-)	(-)	(-)	(-)
正常債権	22,334	100	24,907	100
合計	22,334	100	24,907	100

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

リスク管理債権は該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

元本補てん契約のある信託に係る貸出金は該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	2006年度末	2007年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	90,319	109,255
資本金等	48,948	49,003
価格変動準備金	930	1,137
危険準備金	8,063	8,605
一般貸倒引当金	36	36
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合は100%）	4,273	11,956
土地の含み損益×85%	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	37,261
持込資本金等	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	28,066	1,254
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	9,505	10,287
保険リスク相当額 R_1	6,880	5,984
予定利率リスク相当額 R_2	663	665
資産運用リスク相当額 R_3	5,510	6,161
経営管理リスク相当額 R_4	261	282
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	—	1,328
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	1,900.2%	2,124.0%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。なお、2006年度末の「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」及び「持込資本金等」は「その他」に含まれています）。
2. 2007年度末より、「第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 」を含めて算出しています（2006年度末については、従来の基準による数値を記載しています）。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	2006年度末	2007年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	894,107	1,010,426
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	802,736	890,470
実質資産負債差額 A (1)-(2)=(3)	91,371	119,955
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	1,783	10,662
実質資産負債差額 B (3)-(4)=(5)	89,588	109,293

- (注) 1. 「実質資産負債差額 A」は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 「実質資産負債差額 B」は、「実質資産負債差額 A」から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記1. の規定に加え保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6に基づき計算しています。
- なお、有価証券の時価情報は次ページに記載しています。
- また、各事業年度の末日における流動性資産（現預金およびその他有価証券）は、2006年度末：480,351百万円、2007年度末：523,724百万円です。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2006年度末					2007年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	365,598	367,348	1,749	2,810	1,061	428,102	438,543	10,441	11,087	645
責任準備金対応債券	3,181	3,214	33	34	1	4,489	4,710	220	220	-
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	464,587	469,336	4,748	6,082	1,333	498,733	512,018	13,284	14,406	1,121
公 社 債	444,183	447,881	3,698	4,943	1,244	472,738	486,865	14,126	14,126	0
株 式	392	996	603	603	-	392	604	211	211	-
外 国 証 券	20,011	20,458	446	535	88	25,601	24,548	△1,053	68	1,121
公 社 債	20,011	20,458	446	535	88	25,601	24,548	△1,053	68	1,121
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	833,367	839,899	6,531	8,927	2,396	931,324	955,271	23,947	25,714	1,767
公 社 債	812,963	818,444	5,481	7,788	2,307	905,330	930,118	24,788	25,434	645
株 式	392	996	603	603	-	392	604	211	211	-
外 国 証 券	20,011	20,458	446	535	88	25,601	24,548	△1,053	68	1,121
公 社 債	20,011	20,458	446	535	88	25,601	24,548	△1,053	68	1,121
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

・時価のない有価証券は保有しておりません。

責任準備金対応債券について

当社では、ALMの一環として、保険商品および資産運用の特性を踏まえ「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」を保険契約群（小区分）として設定し、保険契約の責任準備金と保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）を概ね一致させることにより、金利変動リスクを減少させる運用を行っています。

なお、上記の保険契約群（小区分）で保有する債券の大半は、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告21号）に基づいて、保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

イ. 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

ロ. 利用目的・取組方針

資産運用にあたり、外貨建債券の売買及び利息受取に充当する取引として、為替予約取引を活用しています。

ハ. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）等が伴います。

当社が行っているデリバティブ取引は、上記の通り外貨建債券の売買及び利息受取に充当する取引であり、市場リスクは減殺されております。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

ニ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程及びリスク管理規程を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報

2006年度末及び2007年度末とも、取引残高はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2006年度	2007年度
基礎利益	A	3,984	3,299
キャピタル収益		229	72
金銭の信託運用益		-	-
売買目的有価証券運用益		-	-
有価証券売却益		229	72
金融派生商品収益		-	-
為替差益		-	-
その他キャピタル収益		-	-
キャピタル費用		1,091	133
金銭の信託運用損		-	-
売買目的有価証券運用損		-	-
有価証券売却損		1,091	132
有価証券評価損		-	-
金融派生商品費用		-	-
為替差損		-	1
その他キャピタル費用		-	-
キャピタル損益	B	△862	△61
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	3,122	3,238
臨時収益		-	-
再保険収入		-	-
危険準備金戻入額		-	-
その他臨時収益		-	-
臨時費用		93	548
再保険料		-	-
危険準備金繰入額		77	541
個別貸倒引当金繰入額		15	6
特定海外債権引当勘定繰入額		-	-
貸付金償却		-	-
その他臨時費用		-	-
臨時損益	C	△93	△548
経常利益	A + B + C	3,028	2,690

（注）保険業法上の標準責任準備金積立に向けた積増額は、すべて基礎利益（費用項目）に含めて表示しています。

11. 基礎利益の内訳

（単位：百万円）

		2006年度	2007年度
基礎利益	$A = ① + ② + ③ - ④$	3,984	3,299
危険差損益	①	21,894	21,648
逆ざや額	②	△1,381	△597
費差損益	③	△5,728	△11,051
標準責任準備金の積増額	④	10,800	6,700

（注）1. 危険差損益は、想定した保険金・給付金の予定支払額と実際に発生した支払額との差から生じるものです。

2. 逆ざや額は、想定した予定運用収益と実際の運用収益との差から生じるものです。

3. 費差損益は、想定した予定事業費と実際の事業費支出との差から生じるものです。

4. 標準責任準備金の積増額は、保険業法上の標準責任準備金積立を達成するために積増した責任準備金の額です。

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2007年度の計算書類及びその附属明細書について、会計監査人（あずさ監査法人）による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2007年度（2007年4月1日から2008年3月31日まで）の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しております。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、並びに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言及び取締役会に対する報告を実施していることを確認しております。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2007年度決算業績の概況

(保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移)

当期における個人保険及び個人年金保険の新契約高は15,057億円、解約・失効契約高は9,204億円となり、この結果、当期末保有契約高は前期末に比べて4,522億円増加し86,164億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は453億円、解約・失効契約高は100億円となりましたが、当期末保有契約高は、前期末に比べて722億円減少し24,889億円となりました。

また、個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料は前期末に比べて19億円増加し1,970億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が2,222億円、資産運用収益が163億円、その他経常収益が6億円となり、これらを合計した経常収益は2,391億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が974億円、責任準備金等繰入額が1,025億円、事業費が338億円、その他経常費用が24億円等となりました結果、2,364億円となりました。

この結果、経常利益は、前期に比べて3億円減少して26億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は55百万円となりました。

(責任準備金の状況及び推移)

当社は、5年チルメル式により責任準備金を積み立てておりますが、保険業法上の標準責任準備金積立の達成に向けさらに67億円の積み増しを行い、当期の責任準備金繰入額は1,009億円となりました。この結果、責任準備金は9,225億円となり、このうち標準責任準備金の積み増し額の累計は349億円となりました。

(資産の状況)

2007年度末の総資産は前期末に比べて1,074億円増加し、9,997億円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2006年度末				2007年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	853	104.7	7,846,571	103.2	920	107.8	8,297,141	105.7
個人年金保険	63	103.8	317,690	101.1	65	102.8	319,339	100.5
団体保険	-	-	2,561,215	84.0	-	-	2,488,971	97.2
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2006年度				2007年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	112	1,149,836	1,149,836	-	145	1,461,604	1,461,604	-
個人年金保険	6	44,172	44,172	-	5	44,101	44,101	-
団体保険	-	25,795	25,795		-	45,345	45,345	
団体年金保険	-	-	-		-	-	-	

(注) 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	176,170	113.2	178,009	101.0
個人年金保険	18,898	102.1	19,038	100.7
合 計	195,069	112.0	197,047	101.0
うち医療保障・生前給付保障等	22,855	109.6	25,731	112.6

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度		2007年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	38,059	102.6	24,100	63.3
個人年金保険	2,384	64.1	2,194	92.0
合 計	40,443	99.1	26,295	65.0
うち医療保障・生前給付保障等	3,824	155.6	5,776	151.0

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を記載しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2006年度末	2007年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	7,846,571	8,297,141
		個人年金保険	(61,551)	(73,042)
		団体保険	2,560,845	2,488,568
		団体年金保険	-	-
		その他共計	10,407,417	10,785,709
	災害死亡	個人保険	(961,001)	(928,419)
		個人年金保険	(463)	(425)
		団体保険	(29,131)	(24,535)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(990,590)	(953,379)	
その他の条件付死亡	個人保険	(61,896)	(59,550)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(464)	(414)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
	その他共計	(62,360)	(59,964)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(238,335)	(227,285)
		個人年金保険	313,848	312,879
		団体保険	11	7
		団体年金保険	-	-
		その他共計	313,859	312,886
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(40,156)	(40,035)
		団体保険	(36)	(38)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(40,193)	(40,073)	
その他	個人保険	(146,040)	(170,034)	
	個人年金保険	3,842	6,460	
	団体保険	358	395	
	団体年金保険	-	-	
	その他共計	4,201	6,855	
入院保障	災害入院	個人保険	(1,836)	(2,115)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(67)	(55)
		団体年金保険	(-)	(-)
		その他共計	(1,905)	(2,171)
	疾病入院	個人保険	(1,942)	(2,221)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(1,944)	(2,222)	
その他の条件付入院	個人保険	(2,971)	(3,096)	
	個人年金保険	(1)	(1)	
	団体保険	(0)	(0)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
	その他共計	(2,973)	(3,097)	

(注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。

2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。ただし、個人保険は介護保障特約、新介護保障特約、ガン診断給付特約および新ガン診断給付特約の給付金額を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2006年度末	2007年度末
障害保障	個人保険	61,108	61,303
	個人年金保険	56	51
	団体保険	129,776	134,668
	団体年金保険	-	-
	その他共計	61,164	196,022
手術保障	個人保険	463,344	505,072
	個人年金保険	513	481
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	463,857	505,553

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2006年度末	2007年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,406,864	1,438,149
	定期付終身保険	284,430	269,870
	定 期 保 険	3,431,114	3,615,392
	そ の 他 共 計	7,314,248	7,725,976
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	214,184	200,800
	定期付養老保険	8,115	7,398
	生存給付金付定期保険	17,196	16,161
	そ の 他 共 計	532,322	571,165
生 存 保 険		-	-
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	317,690	319,339
災害・疾病関係特約	災 害 割 増 特 約	511,651	492,182
	傷 害 特 約	324,454	323,062
	災 害 入 院 特 約	1,658	1,560
	疾 病 特 約	1,010	962
	成 人 病 特 約	160	151
	その他の条件付入院特約	1,548	1,688

- (注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2006年度		2007年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	815,359	7,603,541	853,950	7,846,571
新契約	112,227	1,149,836	145,959	1,461,604
更新	2,971	18,448	5,588	35,761
復活	7,011	77,274	7,494	58,458
保険金額の増加	18	79	14	29
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	42	36,415	47	26,250
死亡	1,321	10,295	1,361	12,539
満期	6,881	30,874	12,677	57,939
保険金額の減少	3,404	34,892	3,882	44,694
転換による減少	-	-	-	-
解約	58,682	688,067	60,745	749,300
失効	16,714	182,444	17,159	147,383
その他の減少	62	92,448	182	119,677
年末現在	853,950	7,846,571	920,914	8,297,141
(増減率)	(4.7)	(3.2)	(7.8)	(5.7)
純増加	38,591	243,030	66,964	450,570
(増減率)	(△14.0)	(△76.2)	(73.5)	(85.4)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2006年度		2007年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	60,945	314,360	63,257	317,690
新契約	6,481	44,172	5,498	44,101
復活	30	111	20	117
金額の増加	7	26	5	13
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	167	2,119	720	3,978
死亡	92	494	91	909
支払満了	-	-	-	-
金額の減少	382	18,470	465	19,354
転換による減少	-	-	-	-
解約	3,953	22,070	3,836	23,058
失効	215	868	145	666
その他の減少	106	1,196	412	2,574
年末現在	63,257	317,690	65,011	319,339
(増減率)	(3.8)	(1.1)	(2.8)	(0.5)
純増加	2,312	3,330	1,754	1,648
(増減率)	(△67.8)	(△91.8)	(△24.1)	(△50.5)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③ 団体保険

(単位：人、百万円)

区 分	2006年度		2007年度	
	被保険者数	金額	被保険者数	金額
年始現在	12,049,567	3,047,795	10,103,108	2,561,215
<うち幹事・単独>	112,301	-	123,048	-
新契約	47,935	25,795	42,828	45,344
<うち幹事・単独>	2,213	-	5,858	-
更新	2,234,534	860,554	1,837,460	822,370
復活	-	-	-	-
中途加入	1,121,404	385,587	615,899	267,666
保険金額の増加	384,493	148,197	425,728	127,512
その他の増加	65	109	74	300
死亡	31,748	6,276	29,872	5,238
満期	3,576,194	1,125,196	1,847,116	839,207
脱退	1,496,478	384,259	1,052,509	207,565
保険金額の減少	490,401	358,640	390,665	267,871
解約	75,292	26,061	3,350	9,544
失効	57	494	104	468
その他の減少	169,926	5,895	79,480	5,542
年末現在	10,103,810	2,561,215	9,587,640	2,488,971
<うち幹事・単独>	123,048	-	142,497	-
(増減率)	(△16.1)	(△16.0)	(△5.1)	(△2.8)
純増加	△1,945,757	△486,579	△516,170	△72,244
(増減率)	(-)	(△185.5)	(-)	(△85.2)

- (注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④ 団体年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2006年度		2007年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	-	-	-	-
新契約	-	-	-	-
年金支払	-	-	-	-
一時金支払	-	-	-	-
解約	-	-	-	-
年末現在	-	-	-	-
(増減率)	(-)	(-)	(-)	(-)
純増加	-	-	-	-
(増減率)	(-)	(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売しておりますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

保険料払込方法	加入時期	2006年度	2007年度
年払・半年払・月払	1999年度4月1日以前	1.55%	1.60%
	1999年度4月2日以降 2001年度4月1日以前	1.45%	1.55%
	2001年度4月2日以降	1.55%	1.65%
一時払	1999年度4月1日以前	1.25%～1.40%	1.35%～1.45%
	1999年度4月2日以降 2001年度4月1日以前	1.25%～1.35%	1.30%～1.45%
	2001年度4月2日以降 2002年度7月1日以前	0.90%～1.05%	1.00%～1.10%
	2002年度7月2日以降	0.55%～0.60%	0.65%～0.70%

団体保険につきましては、お払い込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

2007年度にお支払いした契約者配当金は2,317百万円（2006年度2,616百万円）、2007年度末に契約者配当金支払のために契約者配当準備金に繰り入れた金額は2,182百万円（同2,569百万円）となっております。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2006年度	2007年度
個人保険	3.2	5.7
個人年金保険	1.1	0.5
団体保険	△16.0	△2.8
団体年金保険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）
 (単位：千円)

区 分	2006年度	2007年度
新契約平均保険金	10,245	10,013
保有契約平均保険金	9,188	9,009

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

(3) 新契約率（対年度始）
 (単位：%)

区 分	2006年度	2007年度
個人保険	15.1	18.6
個人年金保険	14.2	14.1
団体保険	0.8	1.8

(注) 転換契約は含みません。

(4) 解約失効率（対年度始）
 (単位：%)

区 分	2006年度	2007年度
個人保険	10.9	11.3
個人年金保険	13.2	13.7
団体保険	7.8	5.9

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）
 (単位：円)

2006年度	2007年度
150,028	130,149

(注) 転換契約は含みません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）
 (単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2006年度	2007年度	2006年度	2007年度
1.58	1.53	1.33	1.55

(7) 特約発生率 (個人保険)

(単位：%)

区 分		2006年度	2007年度
災害死亡保障契約	件数	0.16	0.10
	金額	0.21	0.11
障害保障契約	件数	0.10	0.21
	金額	0.02	0.04
災害入院保障契約	件数	4.02	3.96
	金額	108.76	106.71
疾病入院保障契約	件数	39.52	39.84
	金額	691.81	657.90
成人病入院保障契約	件数	11.81	14.74
	金額	317.22	329.40
疾病・傷害手術保障契約	件数	28.13	29.98
成人病手術保障契約	件数	6.71	8.73

- (注) 1. 入院保障契約の特約発生率 (金額) は、

$$\frac{\text{発生 (支払) 金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$$
により算出した率です。
2. 疾病入院保障契約には、医療保険の主契約を含みます。

(8) 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

2006年度	2007年度
15.8	15.3

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2006年度	2007年度
5社	5社

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2006年度	2007年度
100	100

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2006年度	2007年度
AAA	12.69	11.66
AA-	34.22	35.71
A+	49.24	48.65
A-	3.85	3.98

- (注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいております。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険の額

(単位：百万円)

2006年度	2007年度
0	0

- (注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2006年度	2007年度
第三分野発生率	30.0	31.1
医療（疾病）	28.1	29.9
がん	48.7	52.6
その他	21.0	14.4

- (注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額です。
2. 発生保険金額には支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等が含まれます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2006年度末	2007年度末
保 險 金	死 亡 保 險 金	4,063	3,569
	災 害 保 險 金	110	48
	高 度 障 害 保 險 金	471	734
	満 期 保 險 金	151	157
	そ の 他	59	67
	小 計	4,856	4,577
年 金	6	3	
給 付 金	873	1,262	
解 約 返 戻 金	3,018	4,354	
保 險 金 据 置 支 払 金	-	-	
そ の 他 共 計	8,620	10,226	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2006年度末	2007年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 險 (一般勘定)	748,631 (748,631)	837,865 (837,865)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	個 人 年 金 保 險 (一般勘定)	64,300 (64,300)	75,483 (75,483)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 保 險 (一般勘定)	575 (575)	592 (592)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 年 金 保 險 (一般勘定)	- (-)	- (-)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	そ の 他 (一般勘定)	0 (0)	0 (0)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	小 計 (一般勘定)	813,507 (813,507)	913,942 (913,942)
	(特別勘定)	(-)	(-)
危 険 準 備 金	8,063	8,605	
合 計	821,570	922,547	
(一般勘定)	(821,570)	(922,547)	
(特別勘定)	(-)	(-)	

(3) 責任準備金残高内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	2007年度末合計	2006年度末合計
残 高	847,899	66,042	8,605	922,547	821,570

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

		2006年度末	2007年度末
積立方式	標準責任準備金 対 象 契 約	5年チルメル式	5年チルメル式
	標準責任準備金 対 象 外 契 約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		96.0%	97.5%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。
 なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率	
1996年度～2000年度	384,486百万円	3.10%	2.75%
		2.35%	2.00%
2001年度～2005年度	436,755百万円	1.75%	1.50%
2006年度	65,615百万円	1.75%	1.50%
2007年度	26,491百万円	1.50%	

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しております。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	合 計
2006 年度	前年度末現在	12	0	2,460	-	-	3	2,477
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	0	2,612	-	-	3	2,616
	当年度繰入額	0	0	2,565	-	-	3	2,569
	当年度末現在	12	0	2,413	-	-	4	2,430
		(12)	(0)	(10)	(-)	(-)	(-)	(23)
2007 年度	前年度末現在	12	0	2,413	-	-	4	2,430
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	0	2,312	-	-	4	2,317
	当年度繰入額	0	0	2,179	-	-	2	2,182
	当年度末現在	12	0	2,280	-	-	2	2,295
		(12)	(0)	(8)	(-)	(-)	(-)	(21)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法 (注)
貸倒 引当 金	一般貸倒引当金	36	36	0	
	個別貸倒引当金	71	63	△8	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金		288	246	△41	
役員退職慰労引当金		-	107	107	
価格変動準備金		930	1,137	207	

(注) 1. 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記事項 (P.59) に記載しております。

2. 役員退職慰労引当金は従来、退職者給付引当金に含め表示しておりましたが、保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、当年度より区分掲記しております。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資 本 金		35,500	-	-	35,500	
うち 既発行株式	普通株式	(960千株)	(-千株)		(960千株)	
		35,500	-	-	35,500	
計		35,500	-	-	35,500	
資本 剰余金	資本準備金	13,214	-	-	13,214	
	その他資本剰余金	-	-	-	-	
	計	13,214	-	-	13,214	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
個人保険	196,649	196,077
(うち一時払)	(3,944)	(3,671)
(うち年払)	(92,577)	(88,063)
(うち半年払)	(942)	(977)
(うち月払)	(99,185)	(103,365)
個人年金保険	16,308	16,758
(うち一時払)	(14)	(40)
(うち年払)	(4,964)	(5,274)
(うち半年払)	(115)	(115)
(うち月払)	(11,214)	(11,327)
団体保険	10,854	9,014
団体年金保険	-	-
その他共計	223,826	221,858

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2007年度 合 計	2006年度 合 計
死亡保険金	10,492	-	4,867	-	-	0	15,360	14,194
災害保険金	104	-	4	-	-	-	109	213
高度障害保険金	526	-	336	-	-	-	863	633
満期保険金	9,642	-	-	-	-	-	9,642	5,149
そ の 他	345	-	0	-	-	-	345	149
合 計	21,112	-	5,209	-	-	0	26,322	20,339

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2007年度 合 計	2006年度 合 計
年 金	459	430	38	-	-	-	929	587

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2007年度 合 計	2006年度 合 計
死亡給付金	-	157	-	-	-	-	157	100
入院給付金	2,058	1	2	-	-	0	2,063	1,913
手術給付金	1,305	2	-	-	-	-	1,307	1,092
障害給付金	13	-	2	-	-	-	16	9
生存給付金	518	0	-	-	-	-	518	534
そ の 他	762	0	-	-	-	-	762	546
合 計	4,658	161	4	-	-	0	4,825	4,196

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2007年度 合 計	2006年度 合 計
解約返戻金	60,128	3,761	-	-	-	-	63,889	57,115

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,286	204	655	631	50.9
建 物	215	10	20	194	9.7
その他の有形固定資産	1,071	193	634	437	59.2
合 計	1,286	204	655	631	50.9

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
営業活動費	17,380	15,248
営業管理費	919	1,193
一般管理費	17,062	17,438
合 計	35,362	33,880

- (注) 1. 2007年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 240百万円
 2. 2007年度保険契約者保護基金に対する負担金 60百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
国 税	1,167	1,100
消費 税	1,131	1,054
印 紙 税	36	45
登録免許税	-	-
その他の国税	0	0
地 方 税	1,011	992
地方消費 税	282	263
法人住民 税	-	-
法人事業 税	706	704
固定資産 税	4	5
不動産取得 税	-	-
事業所 税	16	18
その他の地方 税	0	0
合 計	2,179	2,092

(18) リース取引[リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2006年度末		2007年度末	
	その他の有形固定資産	合 計	その他の有形固定資産	合 計
取得価額相当額	1,013	1,013	1,007	1,007
減価償却累計額相当額	397	397	544	544
期末残高相当額	616	616	463	463

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2006年度末			2007年度末		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	171	444	616	173	289	463

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
支払リース料	179	175
減価償却費相当額	179	175

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 2007年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2007年度のわが国経済は、前半は輸出好調で企業収益の改善傾向が見られましたが、後半には米サブプライムローン問題を契機に、米国経済の先行き不透明感や原油・穀物価格高騰による企業収益悪化などで、景気に陰りが見られるようになりました。

国内金利（10年国債利回り）は、企業収益改善と米長期金利上昇を背景に6月には2.0%近くまで上昇しましたが、米サブプライムローン問題が表面化して以降は大幅に低下しました。その後一時的に上昇する局面もありましたが、国内景況感悪化や円高も加わり年度末は1.2%台まで低下しました。

為替（円の対米ドル相場）は、7月上旬にかけて堅調な米国の景況感から円安が進行、一時124円台に達しました。しかし8月上旬に欧米市場の信用収縮により円が急激に買い戻される動きが出て、円高が進行しました。3月中旬には一時95円台となり、3月末は100円近辺で期末を迎えました。

株式市場（日経平均株価）は、企業収益改善や円安進行を受け6月には18,000円台に乗せましたが、サブプライムローン問題を背景とした信用収縮から世界的に株価が下落する中、円高進行も悪材料となり、国内株式相場は大きく下落しました。その後一時的に反発する局面もありましたが、米国経済悪化懸念に加え国内景況感悪化や円高により、12,500円台で期末を迎えました。

ロ. 当社の運用方針

〔基本方針〕

当社の資産運用におきましては、安全性を最優先とし長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。

〔運用対象〕

上記の基本方針から、当社は公社債を主な運用対象としております。

運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債・社債等の円建債券としておりますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回りの向上を図っております。なお、購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しております。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資につきましては、現在行っておりません。

ハ. 運用実績の概況

2007年度末における一般勘定資産の残高は、9,997億円となり、前年度末比で1,074億円の増加となりました。各資産の増減のうち最大のものは、公社債の1,027億円の増加です。

また、2007年度は資産運用収益を163億円、資産運用費用を1億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.74%となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	11,015	1.2	11,706	1.2
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	838,116	93.9	944,609	94.5
公 社 債	816,661	91.5	919,456	92.0
株 式	996	0.1	604	0.1
外 国 証 券	20,458	2.3	24,548	2.5
公 社 債	20,458	2.3	24,548	2.5
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	22,030	2.5	24,587	2.5
保 険 約 款 貸 付	22,030	2.5	24,587	2.5
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	49	0.0	194	0.0
繰 延 税 金 資 産	2,928	0.3	252	0.0
そ の 他	18,293	2.1	18,514	1.9
貸 倒 引 当 金	△108	△0.0	△100	△0.0
合 計	892,324	100.0	999,763	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	20,716	2.3	24,783	2.5

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
現預金・コールローン	△3,349	691
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	114,649	106,493
公 社 債	117,920	102,795
株 式	△109	△391
外 国 証 券	△3,162	4,089
公 社 債	△3,162	4,089
株 式 等	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-
貸 付 金	300	2,556
保 険 約 款 貸 付	300	2,556
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	16	145
繰 延 税 金 資 産	△1,986	△2,676
そ の 他	3,883	220
貸 倒 引 当 金	△19	8
合 計	113,493	107,439
う ち 外 貨 建 資 産	△3,221	4,067

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2006年度	2007年度
現預金・コールローン	0.00	0.10
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	0.63
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	1.59	1.75
うち公社債	1.47	1.68
うち株式	6.06 (6.06)	4.99 (4.99)
うち外国証券	5.43	4.40
貸 付 金	3.03	3.06
うち一般貸付	-	-
不 動 産	-	-

一 般 勘 定 計	1.57 (1.57)	1.74 (1.74)
-----------	-------------	-------------

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。
- なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
現預金・コールローン	16,401	13,930
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	10
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	775,393	880,997
うち 公 社 債	752,137	858,870
うち 株 式	392	392
うち 外 国 証 券	22,862	21,734
貸 付 金	21,509	22,948
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	54	53

一 般 勘 定 計	824,081	929,929
うち 海 外 投 融 資	22,862	21,734

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
利息及び配当金等収入	13,855	16,231
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	229	72
有価証券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為 替 差 益	-	-
そ の 他 運 用 収 益	-	-
合 計	14,085	16,304

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
支 払 利 息	1	9
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有 価 証 券 売 却 損	1,091	132
有 価 証 券 評 価 損	-	-
有 価 証 券 償 還 損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為 替 差 損	-	1
貸倒引当金繰入額	19	6
貸 付 金 償 却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
そ の 他 運 用 費 用	-	-
合 計	1,112	150

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
預 貯 金 利 息	-	-
有価証券利息・配当金	13,203	15,510
公 社 債 利 息	12,139	14,602
株 式 配 当 金	23	19
外国証券利息配当金	1,039	888
貸 付 金 利 息	652	702
不 動 産 賃 貸 料	-	-
そ の 他 共 計	13,855	16,231

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
国債等債券	11	1
株式等	-	-
外国証券	217	70
その他共計	229	72

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度	2007年度
国債等債券	1,075	132
株式等	-	-
外国証券	15	-
その他共計	1,091	132

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	564,453	67.3	622,201	65.9
地 方 債	8,972	1.1	8,596	0.9
社 債	243,235	29.0	288,658	30.6
うち公社・公団債	99,129	11.8	120,171	12.7
株 式	996	0.1	604	0.1
外 国 証 券	20,458	2.4	24,548	2.6
公 社 債	20,458	2.4	24,548	2.6
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	838,116	100.0	944,609	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2006年度末							2007年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定め のないものを 含む	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定め のないものを 含む	合計
国 債	-	3,576	93,574	206,527	109,026	151,748	564,453	702	28,576	169,657	154,257	72,268	196,739	622,201
地 方 債	403	2,844	5,196	-	527	-	8,972	702	6,181	1,172	540	-	-	8,596
社 債	17,266	49,452	50,595	19,826	102,052	4,042	243,235	17,798	61,079	30,553	33,496	134,779	10,951	288,658
株 式	/	/	/	/	/	996	996	/	/	/	/	/	604	604
外 国 証 券	-	601	2,413	14,833	2,609	-	20,458	-	-	5,428	13,166	5,952	-	24,548
公 社 債	-	601	2,413	14,833	2,609	-	20,458	-	-	5,428	13,166	5,952	-	24,548
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	17,669	56,474	151,779	241,187	214,216	156,787	838,116	19,203	95,837	206,812	201,460	213,000	208,295	944,609

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2006年度末	2007年度末
公 社 債	1.68	1.72
外 国 公 社 債	4.28	4.24

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	-	-	-	-	
鉱 業	-	-	-	-	
建 設 業	-	-	-	-	
製 造 業	食 料 品	-	-	-	
	織 維 製 品	-	-	-	
	パ ル プ ・ 紙	-	-	-	
	化 学 品	-	-	-	
	医 薬 品	-	-	-	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	-	-	-	
	ゴ ム 製 品	-	-	-	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	-	-	-	
	鉄 鋼	-	-	-	
	非 鉄 金 属	-	-	-	
	金 属 製 品	-	-	-	
	機 械	-	-	-	
	電 気 機 器	-	-	-	
輸 送 用 機 器	-	-	-		
精 密 機 器	-	-	-		
そ の 他 製 品	-	-	-		
電 気 ・ ガ ス 業	-	-	-	-	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	-	-	-	
	海 運 業	-	-	-	
	空 運 業	-	-	-	
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	-	-	-	
	情 報 ・ 通 信 業	-	-	-	
商 業	卸 売 業	-	-	-	
	小 売 業	-	-	-	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	-	-	-	
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	996	100.0	604	100.0
	保 険 業	-	-	-	-
	そ の 他 金 融 業	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	
合 計	996	100.0	604	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度末残高	2007年度末残高
保 険 約 款 貸 付	22,030	24,587
契 約 者 貸 付	17,603	20,041
保 険 料 振 替 貸 付	4,426	4,545
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	- (-)	- (-)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	- (-)	- (-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	22,030	24,587

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分		前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2006 年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-	-
	建 物	33	44	19 (-)	8	49	10	17.3
	建設仮勘定	-	-	- (-)	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	348	287	14 (-)	205	415	535	56.3
	合 計	381	332	34 (-)	214	465	546	54.0
2007 年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-	-
	建 物	49	155	- (-)	10	194	20	9.7
	建設仮勘定	-	-	- (-)	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	415	225	10 (-)	193	437	634	59.2
	合 計	465	381	10 (-)	204	631	655	50.9

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	2006年度末	2007年度末
不 動 産 残 高	49	194
営 業 用	49	194
賃 貸 用	-	-
賃貸用ビル保有数	-	-

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度末	2007年度末
有 形 固 定 資 産	-	-
土 地	-	-
建 物	-	-
そ の 他	-	-
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	-	-

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2006年度末	2007年度末
有形固定資産	8	4
土 地	-	-
建 物	0	-
そ の 他	7	4
無形固定資産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	8	4

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	20,458	100.0	24,548	100.0
株 式	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	20,458	100.0	24,548	100.0

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-
公社債(円建外債)・その他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

二. 合 計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	20,458	100.0	24,548	100.0
-----------	--------	-------	--------	-------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末								2007年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	公社債		株式等		貸付		貸付		公社債		株式等		貸付		貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	15,965	78.0	15,965	78.0	-	-	-	-	18,310	74.6	18,310	74.6	-	-	-	-
ヨーロッパ	1,630	8.0	1,630	8.0	-	-	-	-	3,596	14.7	3,596	14.7	-	-	-	-
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア ジ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 南 米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	2,862	14.0	2,862	14.0	-	-	-	-	2,641	10.8	2,641	10.8	-	-	-	-
合 計	20,458	100.0	20,458	100.0	-	-	-	-	24,548	100.0	24,548	100.0	-	-	-	-

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2006年度末		2007年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	20,458	100.0	24,548	100.0
ユ ー ロ	-	-	-	-
合 計	20,458	100.0	24,548	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2006年度	2007年度
5.43	4.40

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会員権	24	-	-	-	24	
その他	0	-	0	-	0	
合計	24	-	0	-	24	

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V-9. 有価証券等の時価情報（会社計）」の内容と相違ありません。V-9の欄をご参照下さい。

Ⅶ. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

26ページに掲載しております「2-1 リスク管理体制」ならびに66ページの「責任準備金対応債券について」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

27ページに掲載しております「2-2 コンプライアンス（法令等遵守）の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険計理に基づいて積み立てられているかどうかの保険計理人意見書の合理性及び妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険計理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し責任準備金の積立がそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大規模な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払に不足が生じないかどうかを確認しています。将来の支払率の推計においては悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど保守的な分析手法となっています。

なお保険業法の規定に従い、分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め分析手法が合理的かつ妥当なものであることを保険計理人が確認しています。

4. 個人データ保護について

27ページに掲載しております「2-3 個人情報の取り扱い」をご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

Ⅹ. その他

(参考) 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

該当する投資はありません。

主な保険用語の説明

生命保険をご理解いただく上での便宜を図るため、主な用語を整理いたしました。本冊子の内容に限らず、皆さまが生命保険について見聞きされる用語を中心に記載しておりますので、ご利用ください。

ご契約のしおり	ご契約についての重要事項、諸手続、税法上の特典など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しているものです。ご契約に際し、必ずご一読ください。
約 款	ご契約からお支払いまでのいろいろなとりきめを記載したものです。
主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的などで主契約に付加するものです。
保 険 証 券	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
契 約 者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容の変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
被 保 険 者	生命保険の対象として保険が付けられている人のことをいいます。
保険金受取人・年金受取人	保険金・年金を受け取る人のことをいいます。
保 険 金 ・ 年 金	被保険者が死亡または高度障害になられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
給 付 金	災害または疾病により身体に障害が生じたとき、入院されたとき、手術を受けられたとき、または退院後に通院されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
保 険 料	ご契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時などに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。
診 査	医師扱いのご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、団体の健康管理を利用し診断書等の写しにもとづく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。
契 約 年 齢	ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。 （例）24歳7カ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

責任開始期(日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
契約日	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準となります。ただし、保険料のお払込方法(経路)により責任開始日と異なる場合があります。
払込期月	第2回以降の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
第1回保険料充当金(相当額)	お申込みをされる時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
責任準備金	将来の保険金などを支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
解約返戻金	ご契約が解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度となります。
保有契約高	個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。
新契約高	事業年度(通常4月1日から3月31日までの1年間)において新たに契約した保障金額の総合計額です。
年換算保険料	保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が事業年度末に保有する保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。
ソルベンシー・マージン	<p>保険会社の支払余力をあらわす指標の一つです。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。たとえば、大災害や株の大暴落など、通常の見込みを超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つが、ソルベンシー・マージン比率です。</p> <p>なお、この比率は経営の健全性を示す一つの指標ではありますが、この比率だけをとりえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。</p>

ディスクロージャー	<p>ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。生命保険会社は、どのような事業を行っているのか、経営内容や財政状態はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。</p> <p>生命保険会社は、年1回の決算が義務付けられており、毎年の決算後、これらの情報を記載したディスクロージャー資料として、『〇〇生命の現状』といった名称の冊子を7月頃に作成し、皆さまが比較的簡単に情報を得られるようにしています。このディスクロージャー資料は、生命保険各社の本社・支社・支部・営業所・事務所等で閲覧できます。</p>
-----------	--

ディスクロージャー誌 三井住友海上きらめき生命の現状2008

2008年7月発行

三井住友海上きらめき生命保険株式会社 人事総務部

〒101-8458 東京都千代田区神田錦町3-11-1

TEL 03-5282-8505

URL：<http://www.ms-kirameki.com>

きらめき生命は「障害者スポーツ」を応援しています。

きらめき生命は、2006年4月から
「障害者スポーツ支援」に取り組んでいます。
病気やケガで障害を被られた方々の
クオリティ・オブ・ライフ向上に
役立つ活動をしたいと考え、
スポーツに取り組むアスリートを
支援しています。

支援の内容

以下の3団体を支援し、各競技の普及・選手強化のお手伝いをしています。

- ・財団法人 日本障害者スポーツ協会
- ・日本視覚障害者柔道連盟
- ・日本身体障害者陸上競技連盟



コンセプトは「躍動感と希望」
障害者スポーツに取り組むアスリートを
賞賛し応援する社会を作ろうという
想いを込めて、ロゴマークを作りました。

一人ひとり一つひとつを大切に。



三井住友海上きらめき生命

MSIG

www.ms-kirameki.com